

# 阿武町行財政改革等特別委員会 会議録

令和4年3月15日(火曜日)

場所：委員会室

開会 8時59分 ～ 閉会 16時15分

委員会に付した事件

令和4年3月2日開会の令和4年第2回阿武町議会定例会より付託された案の審議。

出席委員

委員長	7番	松田	穰
副委員長	6番	上村	萌那
委員	1番	米津	高明
〃	2番	白松	靖之
〃	3番	西村	容子
〃	4番	池田	倫拓
〃	5番	市原	旭
議長		末若	憲二

欠席委員 なし

欠員 なし

出席説明者

町長	花 田 憲 彦
副町長(総務課長事務取扱)	中 野 貴 夫
教育長	能 野 祐 司
まちづくり推進課長	藤 村 憲 司
健康福祉課長	羽 鳥 純 香
戸籍税務課長	工 藤 茂 篤
農林水産課長	野 原 淳
土木建築課長	高 橋 仁 志
教育委員会事務局長	藤 田 康 志
会計管理者	近 藤 進
福賀支所長	佐 村 秀 典
宇田郷支所長	水 津 繁 斉

欠席者 なし

事務局職員

議会事務局長	俣 野 有 紀
書 記	矢 次 信 夫

## 審議の経過(要点記録)

開会 8時59分

○特別委員会委員長(松田 穰) 皆さんお集まりですので始めたいと思います。

令和4年第1回行財政改革等特別委員会を行います。

それでは委員会に先立ちまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

今回の議会は、令和4年度の予算審議の位置づけです。これまでに「選ばれる町を作る」ということを基本に取り組んで、成果を感じております。

最近では、光ファイバーの整備や、日本で最も美しい村連合への加盟、そして、3月12日にグランドオープンを迎えた、ABUキャンプフィールドと、阿武町の魅力を高める素材は着実に増えていると思います。こうした素材をいかしていくことは、夢と笑顔あふれる豊かで住みよい文化の町、町の将来像に向かうためにも非常に重要だと思えます。

コロナ禍等で厳しい世情もありますが、選ばれる町を作るということは、行政にとっても、町民にとっても、共通の目標でありますので、その共通の目標を達成するためにも、本日も慎重に審議をしていきたいと思えます。

それでは、着座にて進行させていただきます。

本日の出席委員は7人です。本日委員会に付託されました議案は、議案第1号から議案第12号、議案第14号から議案第29号までの28件です。

それでは審議に入ります前に、町長のご挨拶をお願いいたします。

○町長(花田憲彦) 改めましておはようございます。連日のご出席ありがとうございます。今、委員長さんの方からお話がありましたように、今回の委員会につきましては、1年で1番大事な委員会ということになりますけど、令和4年度の新年度予算の審議が主なものになります。慎重な審議をよろしくお願ひしたいと思えます。

そして、終わってから15分ほど時間を頂いて、実は昨日米津議員の方からも質問を受けておりましたが、福賀でやってきた町づくり、昨日も申しましたように「ふくすけ便」というのは一朝一夕に、その目的のためだけではないというお話をさせていただきますが、これについて、広報担当課がまとめたものを作っております、今までの色々な積み重ねの中で出来てきた地域づくりの1つですというもので、15分くらいですので、是非このビデオを見て頂きたいと思えますので、よ

ろしくお願いいたします。

○委員長 続いて、議長、ご挨拶をお願いいたします。

○議長(末若憲二) おはようございます。本日は、各委員の皆様又執行部、議会参与の皆様、行財政改革等特別委員会、大変お疲れでございます。

3月2日初日に議案28件が、この特別委員会に付託されていますので、しっかり審議して頂いて、先程、委員長、町長の方から話がありましたように、令和4年度の当初予算が審議されます。しっかりと審議して欲しいと思いますので、よろしく申し上げます。

○委員長 では、ここで会議録署名委員の指名をさせていただきます。3番、西村容子委員、4番、池田倫拓委員へお願いいたします。

それでは、特別委員会の審議に入ります。

まず、議案第1号、阿武町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の審議に入ります。これに関して質疑はございませんでしょうか。

(「なし」という声あり。)

○委員長 特に質疑がないようですので、原案のとおり可決すべきということでご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第1号は原案のとおり可決すべきことに決しました。

続きまして、議案第2号、議案第3号、議案第4号、こちらは関連があると思われるので一括して審議を行いたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」という声あり。)

異議がないようですので、一括して審議を行いたいと思います。

議案第2号、阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第3号、阿武町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

議案第4号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の審議に入ります。質疑はございませんでしょうか。

(「なし」という声あり。)

○委員長 特に質疑がないようですので、原案のとおり可決すべきということでご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第2号及び議案第3号及び議案第4号は、原案のとおり可決すべきことに決しました。

続いて、議案第5号、阿武町手数料条例の一部を改正する条例の審議に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

○委員長 特に質疑がないようですので、原案のとおり可決すべきということでご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第5号は、原案のとおり可決すべきことに決しました。

続きまして、議案第6号、阿武町定住促進条例の一部を改正する条例の審議に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

○5番 市原 旭 令和4年度予算の目玉と思うが、4点伺いたいことがある。

1点目は、就業支度金は町内に就業したら5万円、一次産業であれば5万円の上乗せで計10万円という認識でいいのか。2点目は、出産祝金の第4子以上の第5子、第6子もそれぞれ100万円という理解でいいのか。3点目は、制度として長く続けていくためには財源が不可欠であるが、その部分はどうか。4点目は、令和4年度の利用の見込みはどうか、について伺いたい。

○まちづくり推進課長(藤村憲司) 1点目の就業支度金については、就業支度金としてのベースの5万円、そして一次産業であれば5万円の加算となります。従前就業支度金については、新規卒業が要件でありましたが、一次産業就業については、研修等を踏まえる場合もあるので、そこは外しました。

次に出産祝金については、「あぶっ子出産祝金」と銘打って、これまでの祝金から各段に拡充しております。第1子が5万円から20万円、第2子が10万円から30万円、第3子が20万円から50万円、第4子以上が100万円、第5子、第6子もそれぞれ100万円です。財源については、過疎債のソフト事業を活用していきます。この度より高額となりましたので、3年以内に転出の場合は、返還義務を課したところでもあります。見込みについては、出産祝金、第1子は5件、第2子は4件、第3子は2件、第4子以上は1件の計12件としておりまして、阿武町で産み育てるということを促すためにこの制度を設けさせて頂きました。

その他、定住奨励金について一覧表で説明。

○町長 補足します。定住奨励金は、ずっと前は制度を設けていた町村もありましたが、平成の大合併以降は阿武町だけになりました。目には見えませんが、阿武町としては、ずっと一貫して取り組んできた目玉政策の一つです。

出産祝金については、大きく増額をしました。色々な形で子育て支援をしているつもりではありますが、やはり一つ象徴的な部分があってもいいのかなという思いであり、財源に過疎債が活用出来るので、手出しが3割で済むことも大きな要因です。

住宅取得補助金は全部で230万円、夫婦2人子ども3人の世帯が転入した場合、定住奨励金のUターンで20万円と子どもが3人で30万円、計280万円となります。分譲宅地の価格はそれくらいなんです。町外から子ども連れで越してこられて、家でも建てようという気があるのであれば、実質補助金で土地が手に入るということも含んでおります。土地を安く売るということも在りうるんですけど、土地を安く売るということは、地価全体に影響を与えるから、まわりまわっていけば、阿武町の固定資産税の収入が減少することとなると同時に、皆様方の資産価値を下げるということとなるので、別の方法で土地を取得しやすくするという思いもあるということもご理解頂きたいと思います。

○委員長 他にございますか。

○4番 池田倫拓 出産祝金について、Iターンなどで定住され2子がいる家庭で、第3子が生まれた場合は、この制度の適用でいいか。

○まちづくり推進課長 その通りです。

○委員長 他にございますか。

○6番 上村萌那 出産祝金などは、町長が言われたように目玉政策だと思うが、交付するまでに4ヶ月以上時間が掛かっている場合もある。件数自体は年間10件程度だと思うので、もう少しスピーディーに交付出来ないか。又、審査は3ヶ月に1回程度か。

○まちづくり推進課長 四半期ごとに審査をしております。随時が理想ではありますが、こちらの都合と、短い期間3ヶ月ではありますが、定住における見極めの期間としております。

○町長 あくまでもお祝金なので、なければ困るというものではないので、こちらの事務手続きの都合もあるので、3ヶ月に1回、年間4回くらいで勘弁して頂きたいと思います。

○5番 市原 旭 この出産祝金の100万円というのは、その他の地域では、年度

毎や何年おきとか、トータルとして出されているケースもあるようだが、阿武町は一度に出すということか。

○町長 色々な交付方法があると思いますが、節目に出した場合、制度から漏れた方々等において、色々な問題が起こると思います。

○委員長 出産祝金について、3月31日と4月1日で切り分けるか。

○町長 これは制度ですので、そのように割り切って頂く必要があります。

○委員長 他にございますか。

○1番 米津高明 IターンもUターンと同じ年齢制限と解釈してよいか。

○まちづくり推進課長 Iターンについては年齢制限はありません。Uターンについては、50歳以下に区切らせて頂いております。

○委員長 特に質疑がないようですので、原案のとおり可決すべきということでご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第6号は、原案のとおり可決すべきことに決しました。

○委員長 続きまして、議案第7号、議案第8号、議案第9号、こちらは関連があると思われまので一括して審議を行いたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、一括して審議を行いたいと思います。

議案第7号、阿武町海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例

議案第8号 阿武町漁港管理条例の一部を改正する条例

議案第9号 阿武町漁港土砂採取料等徴収条例の一部を改正する条例の審議に入ります。質疑はございませんか。

○委員長 具体的にどういった時に発生するものか。

○土木建築課長(高橋仁志) 議案第7号、阿武町海岸占用料徴収条例については、海岸法第11条の規定による占用料等の徴収について必要な事項を定めているもので、具体的には、海岸保全区域内における各種占用料で、町内で徴収した例で言えば、今現在においては対象はありませんが、最近まで、有限会社スエワカから、道の駅の近くにありました事業所用地の占用料として、年間130,000円程度をいただいていた。

次に議案第8号、阿武町漁港管理条例については、漁港漁場整備法の規定に基

づき、町が管理する漁港の維持管理について必要な事項を定めているもので、その中の占用料では、具体的には、係船岸や漁港用地等の使用にかかる占用料になりますが、遊漁船の係船や電気、通信施設等が占用料徴収の対象となります。なお、漁業に関連するもの、例えば漁船の係船、競り市場や燃料貯蔵庫等の建物については、基本的に使用料は発生しません。因みに、令和2年度の徴収対象は、電柱(数本)や携帯の基地局等(面積)が40,000円程度、遊漁船、所謂プレジャーボートの系船料が1隻分96,000円となっています。

次に議案第9号、阿武町漁港土砂採取料等徴収条例については、漁港漁場整備法の第39条の5第1項の規定による、土砂採取料及び占用料の徴収について必要な事項を定めるもので、漁港管理者は、漁港の区域内の水域、及び公共空地について第39条第1項の規定による採取又は占用の許可を受けた者から、土砂採取料又は占用料を徴収することが出来ることとしております。現在、土砂採取料等にかかるものはありませんが、漁港区域内の水域の占用料として、ニッタイコンクリート工業(株)から、荷揚げ用の栈橋にかかる水面占用料を、毎年12,000円程度いただいています。

○委員長 他にございますか。

(「なし」という声あり。)

○委員長 特に質疑がないようですので、原案のとおり可決すべきということでご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第7号、議案第8号及び議案第9号は、原案のとおり可決すべきことに決しました。

続きまして、議案第10号、阿武町消防団員定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の審議に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

○委員長 特に質疑がないようですので、原案のとおり可決すべきということでご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第10号は、原案のとおり可決すべきことに決しました。

続きまして、議案第11号、議案第12号は関連があると思われまので一括して審議を行いたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、一括して審議を行いたいと思います。

議案第11号、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について

議案第12号、山口県市町総合事務組合の財産処分についての審議に入ります。質疑はございませんか。

○委員長 特に質疑がないようですので、原案のとおり可決すべきということでご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第11号及び議案第12号は、原案のとおり可決すべきことに決しました。

続きまして、議案第14号、令和3年度阿武町一般会計補正予算(第8回)の審議に入ります。歳出からまいります。

○委員長 議会費と総務費について、質疑はありますか。

○4番 池田倫拓 地域おこし協力隊の説明資料において、メンバーの業務内容等はどうなっているか。

○まちづくり推進課長 令和3年度の地域おこし協力隊、集落支援員について説明します。まちづくり推進課、藤尾凜太郎、平成31年4月1日から無角和種の振興、宇田浦に居住。まちづくり推進課、浅井一輝、令和2年8月1日からまちの縁側プロジェクトの推進、キャンプフィールドのスタッフ、宇田浦に居住。まちづくり推進課、田代結香、令和2年8月1日からまちの縁側プロジェクトの推進、体験プログラムの造成推進、宇生賀中央に居住。まちづくり推進課、元永智絵、令和2年8月1日から阿武町観光ナビ協議会スタッフ、下東郷に居住。まちづくり推進課、佐藤龍助、令和3年8月1日からサンバシカフェの店長、宇田中央に居住。農林水産課、岡田健太、令和2年4月1日から自伐型林業の推進業務、宇生賀中央に居住。農林水産課、古金竜弥、令和3年1月1日から自伐型林業の推進業務、中村に居住。以上7名です。このほかに、まちづくり推進課で、漁業振興、キャンプ場運営に1人ずつ、農林水産課で、林業支援員を1人募集中です。

集落支援員については、まちづくり推進課、吉岡風詩乃、平成30年4月16日から町内集落点検、阿武町暮らし支援センタースタッフ、宇田浦に居住。まちづくり推進課、矢田英和、令和2年7月1日からキャンプフィールドのマネージャー、美咲に居住。このほかに、まちづくり推進課で、移住者サポート、1/4worksのコ

ーディネート等で1人募集中です。

○5番 市原 旭 任期が終了間近という方の継続などについて、プライベートな部分なので、言える範囲でお願いします。

○まちづくり推進課長 キャンプスタッフについては、あぶクリエイションに身を置いて頂き、引き続きキャンプスタッフとして従事して頂きたいと思います。

又、林業支援員等は自立した経営をして頂きたいと思っています。それぞれ皆さんからは、阿武町に住んでみて良かったという感想を頂いておりますから、定住して頂けると思っています。

藤尾さんについては、本来この3月で卒業なんですけど、コロナでの特例があり、最長2年延長が出来るということで、引き続き無角和種の振興に携わって頂きます。集落支援員の吉岡さんについては、引き続き従事して頂く予定です。

○5番 市原 旭 27ページ 8目 企画振興費 18節 負担金補助及び交付金 住宅取得補助金が1,680万円の減額となっているが、この減額の要因は何か。柳橋分譲団地の読み違いか。柳橋分譲宅地の契約状況も併せて教えて欲しい。

○まちづくり推進課長 住宅取得補助金の減額については、ご指摘のとおりであり、柳橋分譲宅地が販売出来るという目論見で予算をたてさせて頂きました。当初は一般新築2軒、分譲地が8軒、中古住宅が5軒の15軒で1,890万円の予算をたてさせて頂きました。

一方実績としては、新築1軒、中古1軒の2軒で210万円でありましたので、1,680万円の減額とさせて頂きました。分譲宅地の売れ行きについては、柳橋分譲宅地が全部で29区画の内20区画が売れて、残り9区画であります。郷川から線路に向かって4列ありますが、川添いは全部完売、その裏も完売、線路側は1区画残して売れておりますが、中ほどのところは1区画しか売れておりません。これにつきましては、新聞折込等で販売促進を図っていきたいと思います。

なお、空き家バンクや分譲宅地については、まちづくり推進課で映像を作ってYouTubeで発信をしております。

○町長 補足します。川沿いが1列あって、その中に裏表のところがあって、2列目3列目、線路側が1列あります。売れないのが、川側から言うと3列目、要するに入口が北という方向が原因だろうと思います。その中でも一番隅の区画が1区画売れましたから、29区画のうち20区画売れているので、後9区画頑張らないといけません。今からのPRは勿論やりますが、ことによれば、宣伝費の補正をさせて頂くかもしれません。土地代は先ほども言いましたように、安くした

くない。その代わりに、宅建業者さんとかに宣伝して売りやすくする工夫が必要であります。我々も公とは言いながら、半分商売人として売っていけないといけない、殿様商売ではいけないと考えております。何れ、広告宣伝費の予算を組ませて頂くことがあるかもしれません。とりあえず、もう少しPR活動をしていきたいと考えております。

○3番 西村容子 27ページ 8目 企画振興費 7目 報償費 Uターン奨励金で185万円の減額となっているが、この要因は何か。

○まちづくり推進課長 定住奨励金の実績ですが、Uターン奨励金については、2件40万円、Iターン奨励金については、19件340万円、就業支度金については、7件45万円、結婚祝金については、5件50万円、出産祝金については、9件75万円、住宅取得補助金については、新築1件180万円、中古1件30万円、リフォーム補助金については、リフォーム2件126万2千円、不要物撤去5件75万円となっており、合わせて51件で961万2千円でした。Uターン奨励金の減額理由は対予算での清算であります。

元年からの数字で言うと、元年が3件70万円、2年が1件40万円となっており、新型コロナがありましたけど、それほど影響は受けていないように思っています。

○2番 白松靖之 27ページ 8目 企画振興費 10節 需用費 消耗品費が57万円の減額となっているが、これは、ふるさと応援便、阿武町出身の大学生に対して、食材等希望するものを、それぞれ阿武町から送られたと報告を受けている。その中で色々と聞いた話ではあるが、大玉スイカが一玉送られたと聞いた。今コロナ禍で学校もリモートで、学生同士の交流も制限されている中で、なかなか一人で又、小人数で食べるのは難儀をしたと、又、違う方であるが、キウイフルーツが一箱送られてきたと、これも一人で食べきれずに違うところに送られたということ聞いた。こういった実態も踏まえて、今後に向けての展望を教えてください。

○まちづくり推進課長 3年度につきましては、学生ふるさと便コロナ対策ということで、本人親御さんを通じて31人の方にご利用を頂いたところであります。

3期に分けて、1回目のすいか、2回目の無角の肉等、3回目のキウイフルーツ等、阿武町の特産品を、又少しでも生活の助けになればという思いで送らせて頂いたところです。

一方で感想やご意見を頂いたところありまして、傷みやすい食物は避けて欲しかった、事前に連絡が欲しかったなど、反省点もありますので、4年度は工夫をしていきたいと思っております。すいかやキウイも一人では難しい、又コロナ禍

で人との交流が難しいというのも思いましたが、阿武町からの届け物を気のおける人たちと分かち合ってもらいたいという思いから送らせて頂きました。反省はして今後に生かしていきたいと思いますが、そのような思いであったことはご理解頂きたいと思います。

○委員長 そろそろ1時間経ちますので、休憩の方に入りたいと思います。

休憩 10時00分 再開 10時15分

○委員長 それでは、皆さんお揃いですので会議を再開します。

○6番 上村萌那 27ページ 7目 企画総務費 12節 委託料 ふるさと納税に係る業務委託料について、現在のPR方法と、阿武町出身の方へのPR方法はどうなっているか。

○まちづくり推進課長 ふるさと納税については、ホームページ等でお知らせをしております。一方、町出身者へのPRは、東京や関西の阿武町ふるさと会について、本来は町長等が出向いてPRすべきところ、コロナで実施出来ておりません。現在、色々な特産品も増えてきて、商品のラインナップも増やしております。キャンプ場の宿泊券もゴールデンウィークが明けて商品化したいと考えております。そういったことでPR出来ると思います。

○委員長 他にございますか。

○委員長 無いようでしたら、総務費は終わりました、民生費34ページからになります。

○6番 上村萌那 39ページ 2目 保育所運営費 10節 需用費 賄材料費について、保育園の給食費と伺ったが、減額の理由はなにか。

○健康福祉課長(羽鳥純香) 減額の理由については、児童数が減少しており、本園分園合わせて51名となっています。その中で3歳未満児が1/3を占めています。おやつ代も含めた賄材料費ですので、全体人数が少ないことと、未満児が多いことが減額の理由です。内容等が悪くなった訳ではありません。

○6番 上村萌那 減額になった分で少し内容を良くすることは難しいか。

○健康福祉課長 全体的に来年度は特産品等をもっと使っていこうと考えております。

○2番 白松靖之 37ページ 2目 老人福祉費 19節 扶助費 老人保護措置費で1,000万円の減額となっているが、この保護措置費の内容と減額の理由は何か。

○健康福祉課長 老人保護措置費ですが、町で養護老人ホームへ措置をする、町が措置者になる訳ですが、養護老人ホームへ入所した際の費用が老人保護措置費です。措置費の単価については、市町村が定めておりますので、その単価に従って、人数、介護度、障害加算等によって計算された金額を毎月措置をしている施設に対してお支払いをしております。

この1,000万円の減額ですが、措置者が少なくなったことが原因で、元々入所されていた方が長期入院であったり、亡くなられたりして措置者の人数が減ります。その後、すぐに措置者が決まれば予算通りですが、決まらない場合はその分が減額となります。

○2番 白松靖之 入所人員は定員割れか。

○健康福祉課長 阿武町内の施設では、阿武福祉会の清ヶ浜清光苑ですが、こちらの入所定員は50人、その内の予定では31名程度が阿武町の方です。又、萩市にも施設があり、ここには1人入所されておられますので、32名で予算計上をしておりました。今段階は30名の措置になっておりますが、4月からの平均で見ますと、27名程度で推移してきましたので、その分の減額になっております。

○3番 西村容子 35ページ 1目 社会福祉費 19節 扶助費 障害児介護給付費が大きく減額となっているが、対象要件と減額理由は何か。

○健康福祉課長 まず対象となる児童ですが、児童福祉法の第4条第2項に定める児童であって、身体、知的、精神に障害のある児童又は18歳未満の方、その中でも支援の必要が認められる児童となっております。必ずしも療育手帳であったり、身障手帳を持っていないといけないということではないです。

この支給の認定につきましては、各市町が5領域11項目で調査を行って、支給の要否と支給量を、判定委員会を通して決定するものです。内容的には、相談支援事業、放課後等デイサービス、児童発達支援、保育所等の訪問支援があります。そして、それぞれの利用人数が当初予算の見込人数より下回っております。理由としては、コロナの影響があるかもしれません。その結果が694万円の減額となっております。

○3番 西村容子 人数はその年になってみないとわからないのか。

○健康福祉課長 当初予算をたてる時には、1月末頃までの利用者の実績から勘案し、不足が出ないように予算をたてていますが、実際には、利用者が途中で利用を中止する場合等もありますので、その分が減額となっております。

○5番 市原 旭 35ページ 1目 社会福祉費 18節 負担金補助及び交付金 福

祉タクシー助成金と福祉バス助成金で、ふくすけ便が追加されたので増加すると思っていたが20万円の減額となっている。内訳はどうなっているのか。

○健康福祉課長 福祉タクシーについては40万円の減額で、福祉バスについては20万円の増額となっております。タクシーの方は利用者の減少、バスの方はふくすけ便の使用に伴う増額です。因みに、10月以降に福賀地区で新たに申請された方は9名おられまして、バス券の使用の内、ふくすけ便については418枚を使用しておられます。参考までに令和2年度の申請者数は、3月8日現在で198名、奈古地区、福賀地区、宇田郷地区、それぞれでタクシーも利用するバスも利用する方が多いです。福賀については、タクシーの方は1人であとはバス、地区の交通状況によって利用の仕方が違ってきます。来年度以降もタクシーとバスとしていきますが、現在の使用実績としては、タクシーが1,024枚、バスが3,247枚、ふくすけ便が418枚となっています。

○委員長 他にございますか。

○2番 白松靖之 39ページ 2目 保育所運営費 14節 工事請負費 分園遊具撤去工事について、どのような内容か。

○健康福祉課長 園庭内に設置しております、合成樹脂のハウス、鉄棒、木の平均台について撤去するものです。ハウスについては若干の破損がある、鉄棒については支柱に劣化及び錆がでている、平均台については木製ですので朽ちている、このような症状から3点を撤去するものです。

○2番 白松靖之 形あるものは、いつかは対応年数がきて、対応年数が過ぎる前に撤去することになるが、撤去すれば次の新設という話になる。ここで言うのはどうかとは思いますが、キャンプフィールドが出来たことによって、大型車両用の駐車スペースを道の駅の駐車場内に確保することになっているが、そこに遊具が何点か設置されていると記憶している。その撤去される遊具を分園に移設出来ないか、無茶な提案かもしれないが、撤去すれば新設をする、分園で人数は少ないが保育はされている、親御さんも安心されて、子どもたちも伸び伸びと遊ぶことが出来ると思うが。

○健康福祉課長 ハウス、鉄棒、平均台の撤去をしますけど、代替えとは言えないが、既に屋内で鉄棒と同じ機能を持った遊具がある、ハウスについてもある、平均台はないが、既に屋内に同様の機能を持った遊具があるという現状です。

○まちづくり推進課長 今の白松委員からのご提案ですが、大型駐車場4区画設けるので、そこにあった遊具をということですが、あそこの芝生の中にある遊具

は、子ども用のコンビネーションは残します、健康遊具と言いまして、一般的には大人の方がツイストをされたり、健康増進のための遊具ですので、ちょっと保育園には馴染まないかなと思いますし、これらは芝生の中に移設をいたします。

○委員長 それでは、続きまして衛生費。

○4番 池田倫拓 41ページ 5目 保健事業費 7節 報償費 健康マイレージ達成記念品が8万円の減額となっている。減額自体は大きく無いが、町民の声を聞いたところ、どのように参加していいか分からない、興味があるが取りつき方が分からない、という声があるので、参加者等の実績や、町としてのPRの方法はどうなっているか。

○健康福祉課長 資料4ページ以降で、ハッピーマイレージについて、令和元年度から令和3年度までの実績を載せております。

まずPRの方法については、広報誌への掲載と、無線放送での周知をさせて頂いております。その他に、町内の事業者さんにお知らせをしておきまして、事業所さんの参加が結構多い状態となっています。それと、やまぐち健康アプリに参加して頂いて、そこからハッピーマイレージもということで、PRもしておりますが、参加者数としましては、そんなに伸びてなく、頭うちの状況となっています。

もう一つのPRの仕方として、集団検診を受けられた方に対して、検診の結果返却会をしておきまして、その時にハッピーマイレージに参加して頂くと、既に貴方は検診を受けておられますので、何ポイントありますということで、直接対面で参加を呼び掛けております。それと、萩テレビでの周知をしておりますが、委員さんのお話から、なかなか浸透が難しいのかなと思いますので、特に若い方を対象にPRを考えなくてはいけないのかなと思います。

○4番 池田倫拓 スマホでの参加も出来るのか。

○健康福祉課長 はい、スマホでも参加が出来ます。

○4番 池田倫拓 QRコードでも参加申し込みが可能ということなので、QRコードをどこに表示して、皆さんに認識して頂くのが大事になるので、役場なり公民館なり、又学校においても保護者へのPRもして頂きたい。

○3番 西村容子 資料6ページで、令和2年度のラジオ体操の人数は61人ではないか。

○健康福祉課長 すみません。61人でミスプリントです。

○3番 西村容子 目標だから少しは伸びてはいるんですね。特に夏のラジオ体

操は参加者がいますけど、夏が終わればみんなやらなくなります。結構ウォーキングする方もおられます

○委員長 衛生費に関して何か他にございませんか。

○3番 西村容子 41ページ 5目 保健事業費 12節 委託料 個別予防接種委託料の減額ですが、内容と減額理由は何か。

○健康福祉課長 個別接種の委託料につきましては、法律に基づいて市町が主体となっていく定期接種について、接種費用が公費負担であることから、委託料として予算措置をしております。

この定期接種の種類は、小さいお子さんの時にして頂くものがほとんどですが、ヒブ、小児肺炎球菌、B型肝炎、ロタウイルス、四種混合、BCG、MR、水痘、日本脳炎、子宮頸がん、それから季節性のインフルエンザもありますが、これについては高齢者が対象、65歳から5歳刻みに対象となる成人の肺炎球菌があります。

減額の理由ですが、予定していた件数よりも実績が少ないということで、主に日本脳炎が当初予算では100件を見込んでおりました。これについては、第1期、第2期と別れていて、都合4回の接種がありますので、それぞれの適齢があり100件を見込んでおりましたが、現在の実績としては22件ということで、主な利用としては、今年度はワクチンの不足から年齢制限のある方を優先した結果であります。四種混合につきましては、ジフテリア、百日咳、破傷風、ポリオの四種を混合して接種する訳なんですけど、これについては、50件の予定でしたが20件ということ、高齢者の肺炎球菌につきましては、100件を見込んでおりましたが17件、風疹の抗体検査、又抗体が出来ていない方の接種につきましては、100件を見込んでおりましたが11件ということです。

なお、高齢者の肺炎球菌は、新型コロナのワクチン接種がありましたので、そちらの方を優先された方が多かったと思います。

○3番 西村容子 コロナがあるからみんな頭がそっちにあって、他の予防接種が疎かになっているが、肺炎球菌とかも大事なものですけどね。

○1番 米津高明 41ページ 4目 診療所費 27節 繰出金 国保事業(直診勘定) 特別会計繰出金の減額の主な理由は何か。

○健康福祉課長 これについては、福賀診療所の会計に繰出しているものですが、実際に必要性が減額になったということです。会計の状態によります。

○2番 白松靖之 41ページ 2目 環境衛生費 18節 負担金補助及び交付金 合

併処理浄化槽補助金、家庭用生ごみ処理容器等設置支援補助金、43ページ 1目 塵芥処理費 12節 委託料 萩・長門清掃工場事業委託料、容器包装廃棄物指定法人処理業務委託料、それぞれの減額理由は何か。

○健康福祉課長 41ページの合併処理浄化槽補助金、家庭用生ごみ処理容器等設置支援補助金、何れも減額となっております。

まず合併処理浄化槽補助金ですが、当初の予算では、新規5人槽の設置が2基、7人槽以上が2基、単独浄化槽から合併浄化槽に転換される場合の単独浄化槽の撤去が1基、宅内配管が1基ということで予算計上しておりました。

現在の実績としては、新規7人槽が1基、単独浄化槽から合併浄化槽への転換が1件ということで、30万円の減額となりました。

次に、家庭用生ごみ処理容器等設置支援補助金ですが、電動式の処理機が5基、コンポストが5基という予算でありましたが、残念ながら今年度の実績はありませんでした。PR不足でありました。

続いて、43ページの萩・長門清掃工場事業委託料につきましては、今年2月の萩長門清掃一部事務組合の議会において、組合の一般会計の補正予算が議決されました。その中身は、歳入でゴミの焼却手数料を300万円増額し、併せて前年度繰越金として、2,037万1千円が計上されました。歳出では、焼却灰の運搬業務委託料が400万円減額され、その差引額を翌年度繰越をせず、萩市及び長門市の一部負担金を減額することと、阿武町の受託金が減額とされたところであり、その結果、311万円の減額となったところです。

○委員長 衛生費はよろしいですね。

○委員長 農林水産業費に関して何かございませんか。

○委員長 無ければ、土木費に関して何かございませんか。

○委員長 無ければ、消防費に関して何かございませんか。

○委員長 無ければ、教育費に関して何かございませんか。

○委員長 無ければ、災害復旧費、諸支出金に関して何かございませんか。

○委員長 無いようですので、歳出に関してはこれくらいにして、歳入に入りたいと思います。一括で質問はございませんか。

○委員長 特に質疑がないようですので、原案のとおり可決すべきということでご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第14号は、原案のとおり可決すべきこ

とに決しました。

続きまして、議案第15号、令和3年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第4回)の審議に入ります。こちらは、歳入と歳出一括で質疑をお受けいたします。質疑はございませんでしょうか。

(「なし」という声あり。)

○委員長 特に質疑がないようですので、原案のとおり可決すべきということでご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第15号は、原案のとおり可決すべきことに決しました。

続きまして、議案第16号、令和3年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第3回)の審議に入ります。こちらも歳入と歳出一括で質疑をお受けいたします。質疑はございませんでしょうか。

(「なし」という声あり。)

○委員長 特に質疑がないようですので、原案のとおり可決すべきということでご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第16号は、原案のとおり可決すべきことに決しました。

続きまして、議案第17号、令和3年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1回)の審議に入ります。こちらも歳入と歳出一括で質疑をお受けいたします。質疑はございませんでしょうか。

(「なし」という声あり。)

○委員長 特に質疑がないようですので、原案のとおり可決すべきということでご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第17号は、原案のとおり可決すべきことに決しました。

続きまして、議案第18号、令和3年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第3回)の審議に入ります。こちらも歳入と歳出一括で質疑をお受けいたします。質疑はございませんでしょうか。

(「なし」という声あり。)

○委員長 特に質疑がないようですので、原案のとおり可決すべきということでご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第18号は、原案のとおり可決すべきことに決しました。

続きまして、議案第19号、令和3年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算(第1回)の審議に入ります。こちらも歳入と歳出一括で質疑をお受けいたします。質疑はございませんでしょうか。

(「なし」という声あり。)

○委員長 特に質疑がないようですので、原案のとおり可決すべきということでご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第19号は、原案のとおり可決すべきことに決しました。

続きまして、議案第20号、令和3年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2回)の審議に入ります。こちらも歳入と歳出一括で質疑をお受けいたしません。質疑はございませんでしょうか。

(「なし」という声あり。)

○委員長 特に質疑がないようですので、原案のとおり可決すべきということでご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第20号は、原案のとおり可決すべきことに決しました。

続きまして、議案第21号、令和3年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2回)の審議に入ります。こちらも歳入と歳出一括で質疑をお受けいたしません。質疑はございませんでしょうか。

(「なし」という声あり。)

○委員長 特に質疑がないようですので、原案のとおり可決すべきということでご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第21号は、原案のとおり可決すべきことに決しました。以上で補正予算関係の審議を終了いたします。ちょうど1時間

近く経ちましたので、休憩の方に入りたいと思います。

休憩 11時00分 再開 11時10分

○委員長 それでは委員会を再開したいと思います。

続いて、議案第22号、令和4年度阿武町一般会計予算の審議に入ります。それでは一般会計予算書の歳出から入ります。予算書の47ページから、1款 議会費、2款 総務費から始めます。款毎に質疑をお受けしたいと思います。質疑はございませんでしょうか。

○5番 市原 旭 48ページ 1目 議会費 14節 工事請負費 議場音響設備更新工事について、マイクと録音設備の交換だということであるが、以前、傍聴席で一部の議員の声が聞き取りにくいという意見があった。スピーカーの設備が良くないのか、音響の調整の影響か分からないが、これについて、どう考えているか。

○議会事務局長(俣野有紀) 議場の音響設備ですが、膨張席には天井に2ヶ所スピーカーがついておりまして、出来る限りボリュームは上げてはおりますが、今以上に上げるとハウリングをしますので、これが限界です。

それで、一部マイクは平成24年度に更新をしていますが、それから10年近く経過しており、なかなかマイクの声が聞きづらいという状況ですので、新年度で機器一式を更新するものです。今度の更新予定のマイクは、発言者が一目で分かるように、マイクの縁に赤外線赤いランプが点くようなもので、自由に角度調整が出来ますし、下にマイクユニットというものがあり、そこからも音が出るようになりますから、改善が図れると期待をしております。全体でマイクは21本交換する予定でございまして、書記が行う録音操作についても、タッチパネルに変更となります。

これを更新した後、まだ傍聴席の声が聞き取りにくいという状況であれば、予算の中で、傍聴席の壁にスピーカーを追加設置したいと考えております。

○委員長 その他、議会費、総務費について質問はございませんか。

○5番 市原 旭 56ページ 3目 のうそんセンター費 14節 工事請負費 のうそんセンター改修工事について、本年はのうそんセンターがリニューアルする年になる。図書コーナーが出来、光ケーブルも入り、LED化も進んでくるが、一般的なスケジュールはどうか。

○副町長(中野貴夫) のうそんセンターの改修につきましては、阿武町図書館等

整備あり方検討委員会の答申を受けて行うものでありまして、今年度、宇田郷のふれあいセンターの支所と図書コーナーを改修しまして、来年度、のうそんセンターを改修するということです。

その次の年には、町民センターの図書コーナーを改修するということで、財源調整を図りながら、順次計画的に整備を進めているところです。今回のうそんセンターを改修するにあたり、資料7ページの全体がのうそんセンターでありまして、真ん中に×がしてありますが、ここは、支所と図書コーナーになりますが、ここについては、次のページで、左側が現在、右側が改修後になります。左側ですが、支所に入ったら直ぐに図書コーナーがあります。真つすぐ進んで支所事務所があります。奥に福賀公民館集会所となっています。支所の前にトイレがあるんですが、男女兼用で水を流すと、事務所に音が聞こえるようになっておりまして、今回図書コーナーの改修にあたって、全部を見直していこうという計画にしております。

今回計画しておりますのは、玄関に入って右側にカウンターを設けて事務室し、今の図書コーナーを廃止して、事務室を全体的に入口側に寄せること、又、事務室の後側に書庫、その後ろに会議室を設ける計画としております。廊下を挟んで反対側ですが、これまでは男女兼用のトイレでしたが、男子トイレと女子トイレを分けて整備します。多目的室が図書ルームになる計画としており、広くてゆっくり落ち着いた宇田郷支所のような図書ルームとなると思っております。

これにあわせて、のうそんセンターも30年経過しているもので、全体的に悪い部分を改修していこうという計画です。

多目的ホール改修内容は、スチールドアを撤去し壁に変更、スチールドアを撤去しアルミサッシに変更、ラワン合板が傷んでいるので撤去及び新設、舞台の両側面の塗装の全面塗り替え、水銀灯のLED化、これらが大きな改修になります。

続いて、農村開発センターの改修につきましては、木製建具の撤去及び新設、誘導灯のLED化となります。

続いて、宿直室については、畳をフローリングに変更します。屋外の改修については、外灯ポールが錆ているので、6本を撤去し2本新設するとともに、建物の外壁に外灯を6基設置し全体の照度を保つ計画としております。身障者トイレの改修については、床の段差解消、壁・天井材の改修、照明のLED化、呼出装新設、ベビーシート・ベビーチェアの新設となります。手洗い男女便所の改修については、照明のLED化になります。大まかにはこのような改修内容となり

ます。

改修の日程につきましては、設計士と協議をし8ヶ月程度を見込んでおり、6月議会の議決後に着工となりますので、全ての工事が終了するのは、来年の1月末頃になる予定です。

なお、改修工事にあたっては、支所事務所と会議室、図書ルームとトイレの改修を先行して行う予定でありまして、施行業者が決定した後に調整していく予定です。

光ファイバーについては、時期を見ながら行いたいと考えております。

○委員長 その他ございませんか。

○4番 池田倫拓 のうそんセンターの図書コーナーの新設ということで、関連して、今年度のふれあいセンターの図書コーナーも立派で、落ち着ける空間であります。利用者の感想等はいかがでしょうか。

○副町長 支所で把握しておりますので、宇田郷支所長が回答します。

○宇田郷支所長(水津繁斉) 昨年12月から新しく改修されました図書ルームの利用状況ですが、12月～2月の3ヶ月の平均ですが、1月あたり39人の利用がありまして、貸出数が85.6冊です。これは、令和2年度の同月期間に対しまして、利用者数で約1.5倍、貸出数で2.2倍となっています。来られた方の感想につきましては、面積としましては約4倍かなり広がっておりますので、まず一言目は「広いね」次に「綺麗だね」というこの二つの言葉は、どなたからも頂いております。又、一人当たりの貸出数も増えております。本を探すのに見やすくなった、綺麗に棚に並んでおりますので、腰をかがめずに探せるというのもあり、利用しやすくなっているのではないかと思います。

○3番 西村容子 ふれあいセンターの工事内容は。

○副町長 多目的ホールの照明が、現在ハロゲンランプが30個ついておりますが、これを消費電力の少ないLEDのダウンライトに交換します。それと、栄養実習室、調理室ですが、ここの空調設備のエアコンが故障しておりますので、これの取り換えをします。1階の奥にある、生活相談室の畳とふすまが、昭和63年の建設以来34年が経過し、一度も張り替えておりません、又、古くてかなり傷んでおりますので、畳の表替え20畳とふすま12枚の張替えを行います。

もう一つ、ふれあいセンターの駐車場にある外灯が故障し、夜間不点灯となっている箇所がありますので、外灯3ヶ所の取り換えを行う計画としております。

○町長 令和3年度の話ですけど、トイレが昔のスイッチで、失敗すると中に閉

じ込められるような仕組みのドアになっておりまして、これではいけないということで、前から色々苦情はありましたが、鉄筋コンクリートの構造上中々難しかったんですが、ドアも新設し、そういうことにならないようにし、室内も工事することにしました。今年度予算で行いますので、もうしばらく出来ると思います。

○委員長 その他、議会費、総務費について質問はございませんか。

○5番 市原 旭 58ページ 5目 基金積立金 24節 積立金 森林環境譲与税基金積立金 昨年が536万円で今年が52万円で、勉強不足ですが、減額の理由を教えてください。

○副町長 昨年度と比較しますと、483万9千円の減額となっております。この積立金につきましては、予算書の15ページを見て頂いて、3項 森林環境譲与税 1目 森林環境譲与税、新年度が11,314千円で今年度が12,208千円で、ここで既に約90万円の減額があるところでありますが、私有林や人工林の面積、林業就業者数及び町の人口による譲与基準により、新年度において減額となっているところです。次に、予算書の109ページを見て頂いて、簡単に言うと、先ほどの約90万円を109ページの備品購入費、林業機材一式350万円がありますが、ここに財源として森林環境譲与税があたるようになっております。

もう少し説明しますと、森林環境譲与税の導入に伴う事業経費として、財源をあてるものは、歳出の林業政策費の中の12節 委託料 森林情報閲覧システム構築業務委託料 92万4千円、里山整備支援・竹林対策事業委託料 100万円、意向調査・経営管理権集積計画業務委託料 477万4千円、13節 使用料及び賃借料 森林情報閲覧に係るシステムリース料 59万4千円、17節 備品購入費 林業機材一式、350万円でこれらを合わせた森林環境譲与税導入に伴う事業経費の総額が、合計で1,079万2千円となります。このため、歳入の1,131万4千円から歳出の1,079万2千円を差し引いた額が52万2千円となって、この差額分を積立金として予算計上をしております。

○5番 市原 旭 58ページ 6目 情報政策費という大きなくくりで向うが、今後クラウドシステムだとか、いわゆるパソコンに連動したようなシステム化はどんどん進むと思う。金額として相当上がってきているのはやむを得ないと思う。こういったシステム化は世の中の流れで、歯向かう訳にはいかないと思うが、それのお陰で職員が仕事をしやすくなるのであれば、どんどん取り入れていくべきだと思っている。町として、この状況はやむを得ないのか、それとも積極的に利用していこうと思っているのか、その立場についてはどうか。

○副町長 委員の言われる通りだと私どもも思っております。増加傾向の主な要因としては2つありまして、1つは、法改正に伴うシステム改修で、法が変わればシステムは変えざるを得ないというのが1点、もう1つは、機器の更新後に発生する、ハードのリース料であります。

まず法改正に伴うシステムの改修につきましては、税や国保、介護など国の法改正に対応するために発生するもので、通常は補助事業として実施されるため、補助金を財源として改修するものであります。当初予算においては、改修の様子が不明である、又見込みでありますので、事業者もやや高い見積もりを出してきます。ただ最終的には、事業費の清算では減額となることが多いという状況が1点あります。

又リース料につきましては、基本的に5年契約で契約しておりますが、更新時期となっております。前回契約したときは消費税が8%、更新時期を迎えて、現在は消費税が10%となりますので、新契約からはパソコンやサーバー機器の値段が高値傾向にあるということから、予算が増加傾向になっていることをご認識頂けたらと思います。

そのような要因からの予算増ですが、職員の業務負担軽減に繋がっているかと言われると、時代の流れに即した対応をせざるを得ない状況ですので、必ずしもそうであるとは言えない現状です。ご案内のように、国ではデジタル庁が創設され、デジタルトランスフォーメーション、通称DXと言われるデジタル変革が推進される中であって、今後はAIの導入により、効果的な業務が遂行されることも予想されますが、現在は時代の過渡期にあるのではないかと考えているところです。

ただ、阿武町としましては、先ほど申しました、法改正に伴うシステム改修に係る経費につきましては、小さな役所も大きな市役所等も同じようなシステムの改修経費が掛かる訳でありますので、3年前から、周南市、光市、下松市、柳井市、阿武町が協定を結んで共同でシステム改修の対応にあたるということで、かなりの経費削減をしているところです。

○町長 補足します。市原委員さんの言われる通りで、私は国の怠慢と県の怠慢だと思っています。というのは、以前はベンダーさんが何社かいらっしゃって、それが単体で阿武町のシステムを構築するわけです、法律が変わったらシステムを更新しないといけない、でも法律は日本全国変わるわけで、その改修経費をどの自治体からももらうんです、毎年何百万円も、それでもう辞めます、他にいき

ますとなると、データの切り出しで億の金を請求してくる、いわゆるベンダーロックです、その賠償金みたいなものを払わないと抜けられない、ずっとそういう仕組みだったんです、それはいくら何でもあんまりで、法律が1項目変わっただけで何百万円も取られて、それも大きな市も小さな町も同じ程取られて、小さければ小さいほどそのウエイトは高いから、ものすごく響くんです。それで提案して、はじめは、町村会6町で一緒にやりましょうだったんです。システム1つにすれば、割り勘効果で1/6で済むからシステム1個にしましょうとやり始めたけど、それぞれのベンダーさんとの契約期間が市町で色々あり、途中解約の場合は、データの切り出しで億の金がいるとなり、結局、空中分解となった経緯があります。私はその時に、絶対にスケールメリットを出す必要があると感じたので、特に小さな町こそこたえるので、極端な話、山口県内じゃなくてよい、広島后市町と一緒にやろうかと、法律は一つだから、阿武町は阿武町として、特殊な部分の変動するものとして、パラメーター化すればいいんです。そうして広島后市町とやろうと思って、やりかけたら声がかかったんです。4つの市でやろうと思うけど、もし良かったら入りますかと声を掛けて頂いた。それで入ったんです。そのお陰で、毎年何千万円というお金が安くなっているんです。それをやってなかったら、凄いお金が掛かっていると思います。今、国が統一仕様でやろうという話をしているが、それを何年前になぜやらなかったかと言いたい。国の怠慢だと思っています。法律は一つでしょ、システムも一つでいいでしょ、そう簡単な話ではないと思うが、そのような思いでした。実情として、色々なベンダーさんが何億何十億のあがりで生きている訳で、一辺にこれに統一しますとはいかないと思うし、だから国も出来なかったと思う。けど、ここにきてようやく統一仕様、標準仕様を設けて、それでいけば、こっちの業者に移ろうが、こっちの業者に移ろうが、標準仕様でやればそう難しくなく、保証金みたいなものも、そんなに大きな金でなくいける、国はやっとここにきて、移行しようとしている。

前の時、県にもう少し手助けをしてくれと色々な話もしたが、当時は、情報は流すけど、それは出来ないと言われた。この分野は、今でこそ、DX、DX言っているが、本当に国の怠慢だと思っている。お陰で市町村は、もの凄い経費を出している。時代の流れだから仕方ない部分はあると思うが、こちらが努力して削減するのではなく、仕組みとして、お金を出す仕組み、システムの構築のやり方を変えなければ、削減は出来ないと思う。法律は一つだから、国が主導して標準仕様を構築する必要があると思う。

○委員長 その他、ご質問はございませんか。

○2番 白松靖之 60ページ 7目 企画総務費 8節 旅費 新たな地域づくり調査研究旅費、20万円計上されているが、これを具体的に何か。

○まちづくり推進課長 当初予算の概要14ページ、頭の方に継続事業で、新たな地域づくり調査研究事業という事業がございます。ここに書いてあります、在宅の高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域の生活や暮らしを守るための仕組みづくり等について、専門家による調査研究を行います、ということで、結果として、昨年度、福賀地区で実施しました、ふくすけ便のような、高齢者等の足の支援の話であります。この中で旅費につきましては、先進地視察ということで、その際には、昨年度は、周南市の大通に行ったりもしました。又講師先生を山口のNPO法人市民プロデュースの方をお願いをいたしまして、住民の皆様の課題等に対して、ファシリテーションという手法で、導き出して頂きました。そういった関係の旅費を計上しております。

○2番 白松靖之 62ページ 7目 企画総務費 18節 負担金補助及び交付金 バスICカード導入補助金、イコカと聞いておりますが、導入のスケジュールはどうなっているか。

○まちづくり推進課長 阿武町内を走っておりますのは防長交通でございます。

防長交通の方で、交通系のICカード導入ということで、令和4年度と令和5年度、総事業費で4億7,500万円。国が1/3、県が1/6、市町が1/6ということで、その1/6については、実車走行割の負担がございます。令和4年度については、阿武町の負担金は78万8千円、令和5年度については、50万円となっております。

萩に行くバスが17便あります、福賀と宇田郷に行く町営バス、これが対象となります。2ケ年に分けて実施ということですが、萩・阿武エリアについては、令和5年度中ということで聞いております。

○2番 白松靖之 萩・阿武・長門、この辺は、導入が遅れているんじゃないかと思えます。山陽側と比べればですね。このイコカが使えるれば、スマートに乗り降りができるんじゃないかと、期待をしているところです。令和5年度中には導入ができるであろうということですね。

○まちづくり推進課長 補足ですが、イコカはJR西日本系の交通カードなんですけど、本体の鉄道の方が山陽本線がまだなので、山陰本線はまだわからない状況です。

○3番 西村容子 62ページ 7目 企画総務費 13節 使用料及び賃借料 自家用有償旅客運送用車両リース料、対象車両と事業費内訳、令和3年度の利用実績はどうか。

○まちづくり推進課長 使用料及び賃借料につきましては、奈古地区と宇田郷地区でコミュニティーワゴンということで、10人乗りのワゴン車が動いております。そのリース料です。

福賀地区につきましては、昨年10月から5人乗りの乗用車で運行を開始しましたが、そのふくすけ便のリース料であります。

コミュニティーワゴンについては、平成26年度からやっております、再リースということになっております。車検とか定期点検とかタイヤ交換とかも含んだ、メンテナンスリースとなっております。

ふくすけ便につきましては、昨年10月からですけど、こちらメンテナンスリースということで、車検等も含んだリース料となっております。ちなみに5年リースとなっております。

運行実績ということではありますが、分けて申しますが、奈古と宇田郷については、コミュニティーワゴンということでありまして、令和元年度からの推移で申し上げます。奈古地区が令和元年度が303人、令和2年度が378人、令和3年度が2月までですが403人ということで微増でございます。宇田郷地区でございますが、令和元年度が347人、令和2年度が284人とちょっと微減しましたが、令和3年度が2月までですが328人と持ち直しております。

なお福賀地区につきましては、令和2年度が、これは2系統あるわけですけど、合計で335人の利用でありました。これに対して、昨年10月からふくすけ便の運航がデマンド方式で始めましたが、お客さんの数については、これまでの従前の、10月から2月までで352人ということで、1日70人の利用がありまして、2.5倍の数になっております。

収入につきましては、10月から2月までの合計が、運賃と福祉バス券ですが、月々の平均が28,320円ということで、昨年度までの月平均は2,800円でしたので、10倍になりました。

一方で支出ですが、運転手の手当、これが朝6時から夕方8時までで、8時から夕方6時まで、1回の出役について1,000円、それ以外の早出遅出については1,300円ということで、お客さんに応じた支出になっております。それまで、シルバー人材センターに委託をしております、月189,000円の人件費支出がありまし

たが、これがふくすけ便になって、月62,980円ということで1/3になりました。そういうことで、コミュニティーワゴンは定時定路線の安心して乗れるバスということもありますが、なかなか高齢社会の中で、バス停まで行くことが難しい、ドアツードアのニーズが高まりまして、ふくすけ便ということで福賀地区で始まった訳で、こういった形で利用も増えておりますし、経費の方も縮減が出来て、大変合理的な運行も出来ているということでございます。

○委員長 ちょうどお昼になりましたので、休憩に入りたいと思います。再開は1時からです。それでは休憩に入ります。

休憩 12時00分 再開 13時00分

○委員長 午前中に引き続きまして、委員会を再開したいと思います。

○委員長 質問はございませんか。

○2番 白松靖之 64ページ 8目 企画振興費 12節 委託料 1/4worksコーディネート業務委託料、14節 工事請負費 1/4worksシェアハウス改修工事の詳細は。

○まちづくり推進課長 1/4worksコーディネート業務委託料につきましては、阿武町では、地方創成の事業を活用して平成30年に実験を行い、平成31年から今年度まで1/4worksをしまいりました。主にはスイカとハウレン草ですが、平成31年度に6人、令和2年度に6人、令和3年度に7人を迎え入れ、人手不足を解消するとともに、生産者については、規模拡大や収益増大が図れたと思っております。

これまでは、四苦八苦して人材募集を行ってききましたが、この度、アグリな時間という、これまでお世話になっておりました、京都府和束町の山下さんが、農業版人材派遣会社を設けられまして、分かりやすく言うと、シルバー人材センターのような仕組みの組織で、人材派遣について手数料を取りながら、業務を行う組織であります。ここから町への提案がありました。ここについては、これまでの農業版の実績がありまして、参加されているワーカーの方が240人くらいおられまして、これまで44件のマッチングをやってきて、途中の離職も3件と大変少なかったということで、有益な仕組みだと理解し予算計上をしたところです。基本的には、雇用賃金に2割を載せての派遣ということになりますが、いきなり農家さんに2割を載せてというのは厳しいところもありますので、3ケ年の期限を区切って、難着陸を図るということで、折版の仕組みで行うこととしております。

委託業務については、主に採用業務の意識、今既に6人の方が阿武町へ参加したいと手を挙げておられます。

これまでは、最初に援農で来られても、2週間くらいは勉強に手を取って、実働にならない状況だと聞いておりますけど、この仕組みを使うと、これまで経験された方が来られるので、良い人材が採れるという風に伺っております。それと、現地のコーディネートを役場の職員等が行ってございましたが、色々と細かい部分で困難なことがありましたので、実際にワーカーを兼ねて1人の男性がこちらに滞在して、そういったコーディネート業務を行うということになっております。

実際には、仕事のつなぎの中で、雇用が途切れたりしますので、その際には、コーディネーターの方がピンチヒッターとして臨時雇用も行うということで、この委託業務を計上させて頂いているところです。

なお、農家さんについては、折版ですから、賃金100円ほどをアグリな時間へ支払って頂くこととなりますが、それについては完全成果主義ということで、人を呼び込んで援農が出来てはじめてお支払いするというで聞いております。今実際に6人ということですが、途中経過もありまして、確実な形で9人くらい来てくれそうだと伺っておりますし、MAX12人くらいまではいけるのかなということでもあります。

今年については、スイカとハウレン草に加えて、白松委員も手を挙げて下さいましたが、2月2日に説明会を開催しまして、梨、野菜等々、又法人にもお声かけをしたところであります。そういう取り組みの中で、人材派遣を3年間の中で定着させていきたいと考えております。

○2番 白松靖之 工事請負費はどうか。その次の66ページ 8目 企画振興費 16節 公有財産購入費、17節 備品購入費はどうか。

○まちづくり推進課長 64ページの工事請負費 1/4worksシェアハウス改修工事 2,500万円と、次のページの公有財産購入費 200万円ですが、これについては1/4worksを推進していく中で、これまで空き家を活用して、賃借をしながら進めていた訳ですが、現実論として、福賀地区の需要が高いですから、宇生賀の旧三和、そこに納屋のついた1軒家の物件がありましたので、そちらの方を取得いたしまして、計画としましては、男性が3人、女性が3人、それぞれ個室を設けて、男女別にトイレと風呂を設けて、居間などはあえて共有する形でシェアハウスへの改造を計画しております。

○2番 白松靖之 金額が大きいので、町営住宅でもいいのかなと思っていまし

たが、町の財産として改修して1/4worksの事業に活用するということですね。わかりました。

○町長 1/4worksの委託料については、3年間ということ、これが、未来永劫続くということになると、なぜ町が特定の農家のためにお金を払うのかということになる。ですから、この事業は3年だよということにしている。それを過ぎた時には、当然受益する農家の方が、アグリな時間を使用するための委託料を払って頂くこととなる。そうしないと、個別的な農家が自分の手間を雇うことに、なぜ町がお金を出さないといけないのか、ということになるので、ここは重々言っております。

お試し住宅みたいな施設ですけど、この位置付けは、色々な形の中で1軒家が必要なのか、むしろポツンと田舎に来て1軒家に住んで、大変不安なんです。それと、特に女性の場合は防犯とかがあって、必ずしも1軒家がいいのかというのは問題があります。これまでも、来られた方がそういった色々な意見を言っておられて、それらを集約した中で、町営住宅の新たな形態として、共同で住めばシェアハウスであれば、そういった問題は解消されるので、このシェアハウスという形は、新たな町営住宅の形だと思っています。このような援農とかで来られる方は、ピカピカの家よりも、地域の中の雰囲気になじんだようなところを好まれるみたいです。だから、あえて古民家を改修して、新しい町営住宅の形をつくる、もちろんタダ提供ではないです、家賃は頂きますので、そういう形だと思って頂けたらと良いと思います。

○2番 白松靖之 66ページ 9目 文書広報費 17節 備品購入費 ドローン等とは何か、又、18節 負担金補助及び交付金 その他負担金とはオペレーター5名分と伺っているが、その活用法は。

○まちづくり推進課長 ドローンの有効性については、ご案内の通りでありますか、広報的な写真や動画、防災面での活用、山林や施設の設備点検、その用途は多様だと思います。

オペレーターにつきましては、操縦の資格までは必要無いんですが、習熟をするために、今まちづくり推進課で2人、総務課で1人、農林水産課で1人、土木建築科で1人を予定しております。

○町長 補足します。ドローンは今日後で見てもらいますが、これまでは、まちづくり推進課長が超ベテランで、町の色々な広報は彼が撮ったものが出たりしていますけど、やっぱりもの凄く有効な説得力のある映像が撮れます。町としても、

今はPRの広報的な部分のみですが、使い方は沢山あると思います。

私が昔林務担当だった時に、下刈りなどの検査に行くんですけど、2～3ヘクタールの検査をするのは大変なことです。その頃、風船か何かで空を飛ばして確認出来ないかなと思っていました。今はそういうものが、容易く手に入るようになってですね、特に山の施業の確認とかにはすごく有効だと思いますし、使い方は、色々これからもっと出てくると思います。

町として、これまでは課長個人の私物に頼っていましたが、今後は、町の機体を整備するとともに、有料の研修会にも参加させようと思っています。

○5番 市原 旭 68ページ 11目 交通安全対策費 7節 報償費 運転免許返納者報償費について伺いた。以前からあまり評判の良いものではないと思っていますが、見直す予定や、又どのくらいの方が返納されているか実績を伺いたい。

○副町長 最初に返納者の実績でございますが、昨年度は10人で、今年度については現在のところ5人の方の返納があります。因みに、昨年度の10人の方の年齢は、最高齢が93歳、一番若い方が72歳で、平均年齢が81.3歳となっています。今年度の5人の方は、最高齢が85歳、一番若い方が67歳で、平均年齢80.6歳という状況となっております。

この高齢者運転免許自主返納支援事業につきましては、8年前の平成26年4月1日から施行されていますが、これまでに合計で48人の方が自主返納され、年平均でいけば、6人の方が自主返納されている状況であります。

支援の内容につきましては、それぞれ5,000円程度の山口県共通バスカード、阿武町コミュニティーワゴン回数券、日本海温泉鹿島の湯回数券の中から対象者が希望されるものをお渡ししておりますが、これまでは約8割の方が、山口県共通バスカードを希望されております。

又、現在のところ、支援内容の見直しは考えておりませんが、コミュニティーワゴンの回数券については、福賀地区のふくすけ便にも利用出来ますので、今後は利用者の希望が見込まれるのではないかと考えております。

新年度からは、福祉バス・タクシー助成事業の対象者については、対象者の年齢を80歳から、後期高齢者の節目となる75歳に引き下げるとともに、新たに、65歳以上の運転免許証自主返納者も対象となるよう、制度の拡充が図られる予定です。

○町長 補足します。68ページのあるのが一発で温泉券とか、回数券とかを交付する事業ですけど、それとは別に、さっき話があった67歳の方が返納した場合、

この方は65歳以上ですから、これからずっと福祉バス・タクシー助成事業の対象者となります。ですから、免許返納のメリットはあるんじゃないかなと思っております。

○5番 市原 旭 そこまで聞けて良かったです。

○4番 池田倫拓 68ページ 10目 防災行政無線費 17節 備品購入費 戸別受信機があるが、町営住宅の受信機の管理や故障時の対応はどうか。

○副町長 戸別受信機につきましては、毎月200円、年間で2,400円頂いて、基本的に貸与という形になっております。停電時にも利用出来るように、又、有事の際に持ち運びが出来るように、単1電池が2本入っております。この電池につきましても、5年に1回使用料の中から町の方で交換しております。基本にお金を頂いて貸与しておりますので、設置等については、町で無料で行っていますが、個人的な理由で、もう1つ増やしたいとか、移設したいとか、工事が発生した場合は、それ相応のお金を頂くこととしております。又、住宅の入居者につきましても、毎月200円頂いておりますので、一般住宅の方と同じ取り扱いとしております。

○2番 白松靖之 70ページ 11目 交通安全対策費 18節 負担金補助及び交付金 乳幼児用シートベルト補助金 100,000円の根拠は。

○副町長 1人10,000円の10人分です。この補助金制度は、平成12年4月からの道路交通法の改正によって、6歳未満の乳幼児について、チャイルドシートが義務付けられましたことに対して、阿武町乳幼児シートベルト購入費補助金交付要綱を制定して、平成12年4月1日から適用しているもので、補助金額は、15,000円を上限に購入費の1/2以内で補助しているものです。

これまでの実績としては、2年前の令和元年度は、申請件数1件、補助金額は15,000円、昨年度の令和2年度は、2件で16,800円、今年度は、今現在で7件の申請がありまして、72,500円の支出となっております。だいたい100,000円あれば、足りるという状況です。

○5番 市原 旭 70ページ 12目 まち・ひと・しごと創成特別事業費 18節 負担金補助及び交付金 移住支援金の詳細はどうか。

○まちづくり推進課長 令和元年から国の制度で始まった事業です。移住定住の促進と中小企業における人手不足の解消に資するため、各都道府県に企業の登録、マッチ制度を行って、マッチングをした際に支援金が受けられるというものです。

予算的には、家族が100万円、単身が60万円ということになっておりますので、

とりあえず穴として、1件ずつ計上しております。

今、阿武町で登録している事業所が、ナベル、吉岡土建、森林組合、阿武建設になっております。財源につきましては、国が1/2、県が1/4、町が1/4ですが、町の1/4は特別交付税の対象になるところでございます。実績はありません。

○委員長 民生費について質問はございませんか。

○3番 西村容子 88ページ 2目 保育所運営費 17節 備品購入費 本園食器洗浄機、本園給食運搬用ワゴンの詳細は。

○健康福祉課長 まず保育園の給食の配送の流れですが、給食については、本園分と分園分も本園の調理室で一括調理したものを、シルバー人材センターに委託して配送しております。

配送の時に調理した料理は食管に入れて、給食に使う食器については、一緒に配送しております。給食が終わって、食べ終わった食管や食器については、本園に持って帰って、そこで一括して洗浄を行っているので、食器洗浄機は本園のみの設置になっております。

運搬用のワゴンにつきましては、分園の方が各部屋毎で給食を食べるようにしていますから、その配膳の時に必要なもので、従来あったものが老朽化しておりますので更新ということになります。

○3番 西村容子 分園では、何か洗うものがありますか。

○健康福祉課長 何も無いという訳では無いかもしれませんが、園児数も少ないですし、食器を使ってどうこうというのがあまり無いので、給食のものについては、全て本園から配送しているということです。

○4番 池田倫拓 90ページ 3目 児童クラブ費関連だが、児童クラブは現在どれくらいの方が利用されているか、現状を教えて欲しい。

○健康福祉課長 現在の利用者数の状況ですけれども、阿武児童クラブと福賀児童クラブがありまして、阿武児童クラブについては、登録されている方は全部で42人、福賀児童クラブは8人、学年毎で申し上げますと、1年生が阿武児童クラブで12人、福賀が2人、2年生が阿武児童クラブで14人、福賀が0人、3年生が阿武児童クラブで12人、福賀が1人、4年生が阿武児童クラブで2人、福賀が1人、5年生が阿武児童クラブで1人、福賀が3人、6年生が阿武児童クラブで1人、福賀が1人となっております。

この登録者の利用についてですけれども、平日の下校時から使われる方もいらっしゃるれば、長期の学校休業の時にのみ使われる方もおられます。

今の利用時間は平日につきましては、学校が下校となる時間から、夕方の6時まで、又、長期休業の間は、午前8時から午後6時ということになっております。

来年度4月からは、平日につきましては、学校が下校となる時間から、夕方の6時30分までとし、みどり保育園本園の終わり時間の最長が午後6時30分になっておりますので、その時間に合わせるということにしました。又、長期休業の間は、開始時間をこれまでの午前8時から午前7時30分、終わりを午後6時30分と、何れもみどり保育園本園に合わせる形となりました。

○町長 実は、お母さん方とのカジュアルトークをやった中で、意見として、6時にお迎えを間に合わせることがきついということで、大変ご苦労されている話を聞いて、保育園の時間に合わせてもらえないかという話もありましたので、受け手の指導員の方の調整もありましたが、協議の結果、何とかやってみようという話が多まりましたので、新年度から延長させて頂くということにしました。

○委員長 衛生費について質問はございませんか。

○5番 市原 旭 96ページ 5目 保健事業費 17節 備品購入費 屈折検査機とはどんなものか。

○健康福祉課長 資料9ページです。屈折検査機の必要性について申し上げますと、子どもさんの視力というのは、生まれた時点では視力はありません。だんだんと視力がついてきて、9歳くらいで完全な視力になるようですけれども、3歳までに弱視かどうかというのを発見して、もし弱視であれば、その矯正をしていくことが非常に大切だということで、国が補助金を出して、各市町村に検査機の導入を勧めている状況です。

この検査機を使用するタイミングですが、3歳半児の検診時に保健師が使用しまして、かなり有効な機械だと聞いております。

今、申し上げましたように、従来ですと、検診の際にご家庭で見えるかどうか、という自己検査をして頂いて、検診の時に問診をして、その結果で判断をしておりました。これだと、弱視かどうかまではわからないという状況でしたので、かなり高額ではありますが、より詳しく、より早く結果を出せるようにこの屈折検査機を導入するものです。

なお、これまでは、県内で2つの市しか導入しておりませんでしたけど、来年度は、本町も含めて導入を図ることとしております。

○6番 上村萌那 96ページ 6目 子育て世代包括支援センター費 12節 委託料 子育て支援アプリ運用委託料だが、アプリが出来て1年くらいだが、今はどれく

らいの方の利用があるか、現在は母子手帳を使用されていると思うが、今後、アプリの方に移動するのか併用するのか、その辺りはどうか。

○**健康福祉課長** 従来の紙ベースの母子健康手帳は、妊娠届を提出頂いた時に、発行します。これに変更はありません。

紙の母子健康手帳をお渡しすると同時に、このアプリの登録をお勧めしているところです。このアプリを使って頂くということで、ご利用者さん自身が、ご自分の妊娠期からの記録が出来て、子どもさんが生まれてからの身体測定の記録を入力して頂くことで、身体の発達状況を管理することが出来ることと、予防接種が沢山ありますので、この管理にも使って頂くことが出来ます。

子どもさんの発育の状況を登録されますと、ご親族とも共有が出来るということもありますので、是非、併用して使って頂くことをお勧めしております。

現在、このアプリに登録されているのが、17名の方が登録されていらっしゃると思います。その17名の内には、男性の方も2名おられますので、是非ご家族で登録されると共有が出来るのかなと思っております。

登録された方のお子さんですが、全体で34人おられて、0歳から3歳までの子どもさんについて、24人おられます。3歳までは、検診や予防接種が多数あったり、成長が著しい時期ですから、このアプリは良いかなと思っております。

又、町から情報発信も行っておりますが、子育て支援の施設やイベント、遊びの教室、検診のお知らせ、予防接種のお知らせなどでも発信しております。

今後は、もっと色々な情報を発信出来ればと思っております。

今、コロナ禍で色々な制限があって、本当は集まって頂いて、色々な講習や教室をしたい時に出来ないことが一杯あります。そんな中で、対面での対応が難しい時にも、オンラインでの子育て支援が出来るよう、充実させていきたいと考えております。

利用率については、就学前で考えると、まだ半分もっていない状況で、まだまだ普及出来ていないと思います。

○**6番 上村萌那** 今後、コロナワクチンの子どもの接種が始まりますし、予防接種とか管理出来るのであれば、それに合わせて登録して頂くように、ご案内されれば良いと思います。

○**委員長** 98ページ 1目 塵芥処理費 12節 委託料 海岸漂着ごみ処理委託料だが、いつ・どこで・どんなことをしているのか。

○**健康福祉課長** 今年度の実績ですが、6月に尾無の海岸、10月に木与の海岸、

11月に宇久の遠岳野営場の下側、この3ヶ所で実施しております。この時の回収に加えて、7月には、阿武町クリーンアップ大作戦を行っているのと、毎月行っております、鳴き砂復活隊の清ヶ浜のボランティア清掃活動の回収分も含めると、全部で海岸漂着ごみが、約13トンございました。その13トンのごみを、更に分別処分しております、費用が337万5千円となっております。来年度の計画としましては、宇田郷地区の井部田、惣郷を予定しております。

○委員長 98ページ 2目 し尿処理費 10節 需用費 印刷製本費だが、高齢者向けのポスターの作成を協議していたと聞いたが、それはどうなったのか。

○健康福祉課長 ポスターについては、塵芥処理費の印刷製本費です。

令和2年度におきまして、子ども議会がありまして、その時にも中学生の方から、もっと分かりやすいポスターを作ったらどうかと、大変貴重なご意見を頂きました。その後、検討しておりましたところ、国がプラスチック製品の再利用というところで、今の町の分別方針と異なる方針を出しましたので、どうしようかなと立ち止まっているところです。要は今後、町がプラスチック製品の分別の収集をどのようにしていくか、今は例えば、色んなプラスチックを使った製品がありますけれども、再利用するプラスチックとして改修しているのは、容器リサイクル法に基づくもので、それに限っております。その他に、身近なプラスチックで出来たものは沢山ありますが、そういうものについては、それは燃やせるごみとして出して下さいとしております。国としては、それらのごみもリサイクルしようという動きなので、それを町として、どういう風に取り組んでいくかという状況です。それはなぜかと言うと、一つには回収の方法が大きく変わる、もう一つには、回収したプラスチック製品なりを、保管するストックヤードが、今まで以上に必要になってくる、分別に係る手間が今まで以上に係ってくる、そういうことを考えた時に、町としてどう取り組むか、近隣の市町がどうするか、今のところ近隣は、今までの容器リサイクル法に基づいた回収のみで、その他のプラスチック製品については考えていないと聞いておりますが、それを見定める必要があるということと、ポスターについては、子ども議会でご提案を頂いた前の年に、更新をしたばかりでありまして、実際には改訂しておりませんが、今考えておりますのは、広報誌で、こういう物は出して下さい、こういう物があるといけないんですよ、というのを分かりやすく写真とかでシリーズ的に出していくことも検討しております。

○町長 ちょっと前から、プラスチックを燃やしてもよいということになったと

思うが、今の話は最終的にどうするか、いつ決まるのか。

○健康福祉課長 最終的には、市町がどうするかというのが国の言い分ですが、ただ国としては、閣議決定もされていて、プラスチックに係る資源の循環の促進に関する法律が、昨年6月に制定されているところで、まだ市町が、必ず全ての廃プラスチックを収集しなければならないとなっていないのが今の状態です。

○町長 花燃ゆからすれば、今の状態なら受け入れますよということなら、当面はこのままいくこととなりますが、今後は、他市町の状況を見ながら検討しますということとなります。

○2番 白松靖之 それに付随して、ごみの収集ボックスの中に、回収不能というシールが貼られたごみが所々にあり、聞くと町の職員が何日か経過したら回収されると聞いております。もう少し、町民に分かり易く分別方法や回収曜日の周知が図れば、そういう回収不能なものが減るのではないかと思いますし、貼るのも収集される方には手間だと思うので、その辺も検討して頂きたい。

○健康福祉課長 はい、承知いたしました。

○委員長 そろそろ1時間経ちますので、休憩の方に入りたいと思います。

休憩 14時05分 再開 14時15分

○委員長 それでは、皆さんお揃いですので会議を再開します。

○委員長 農林水産業費について質問はございませんか。

○5番 市原 旭 100ページ 1目 農業委員会費 17節 備品購入費 情報収集等業務効率化タブレットの使用方法はどうか。

○農林水産課長(野原 淳) これにつきましては、国が情報収集等業務効率化という事業の中で、農業委員会交付金を使って、国が買ってくれるという感じでタブレットを貰って、補助金も貰って、備品購入費で支払うというものです。

台数としましては、国の基準よりまして、農地利用最適化推進員の1/2の台数を支給するという事で3台支給され、1台約40,000円となります。

国が示しております使用方法につきましては、主には8月上旬夏場に農地パトロールをしております。この際に、現地での場所の把握であったり、荒廃していれば荒廃状況の記録、これらを把握することによって、GPS機能を活用して、その位置を農地ナビというデータベースに連携保存していくというのが、国が示している使用方法であります。これだけでは遊んでいる期間が長いことから、現在、

コロナ禍で私どもの業務の中で、回議、説明会、研修会において、相当WEB方式が増えてきておりますので、これを活用していきたいと考えております。

○4番 池田倫拓 102ページ 3目 農業政策費 7節 人・農地プラン検討委員報償費 この委員はどのようなものか。

○農林水産課長 現在国では、人・農地プランというものを各農業地域において、検討し策定しなさいと義務付けをしております。

この人・農地プランというものが何かと言いますと、農村地域におきまして、今耕作されている農地が、5年後10年後に今の耕作者がそのまま耕作されるのか、それとも、新たな担い手に委託されるのか、委託されれば集積の計画があるのか、それぞれの意向を確認しプランを作ってくださいということを国は言っております。

委員さんにつきましては、地元からの意見、今後農地をどのようにしていきたいかというものを私どもがプラン化し、その将来の計画を検討会議にかけまして、意見を頂きながら、それを当面の計画として積んでいくということに、意見や審査をお願いする委員さんということになります。

委員さんの構成としましては、農業者の代表、農業委員、県農林水産事務所、ここで言いますと萩農林水産事務所の農業部の職員、農協営農センター長、阿中と南萩がありますがその2人、農業委員会事務局、農林水産課長、だいたい8名くらいで構成されております。事務局は農林水産課で行っております。

○4番 池田倫拓 このプランというのは、毎年更新するものか。

○農林水産課長 集積とか集約された農地に異動があったり、耕作者が変わったり、集積面積が増えたり、そういった変更があれば、その都度見直しが必要となります。

○2番 白松靖之 104ページ 3目 農業政策費 18節 負担金補助及び交付金 畦畔管理省力化事業補助金、3年度と同額であるが、3年度の実績等はどうか。

○農林水産課長 高齢化して、畦畔の草刈り等が大変だということから始まった事業です。普通でありますと、夏場に畦畔の草刈りが4回から5回必要になりますが、省力化をするためには、前年度からの準備が必要ですが、センチピードと言われる割と強い芝生を吹き付けることによって、ちゃんと管理すれば、夏場の草刈りが必要なくなるといった効率的なものであります。

これは令和元年度から始めた事業であります。令和3年度の実績としましては、町内6組織におきまして、3,587㎡を実施されております。

因みに、市原委員さんも法人の中で相当やっておられますが、自分の管理する

農道等のあぜとか、そういった所もやって頂いております。それで、基本的には、夏場に草刈りはしておりません。電牧等で必要な部分や、冬場に長いなと思った場合に刈っております。

○2番 白松靖之 永久的に管理していけば、その状態が保たれるということですか。

○農林水産課長 雑草をはびこらせると、どうしても負けてしまいますので、芝用の除草剤を利用しながら、うまく雑草を殺していく、そういった作業をしていけば、ほぼ永久的に効果はあるだろうと思っております。

○2番 白松靖之 使ってみられての評価はどうか。

○5番 市原 旭 試してみなければ、うちの圃場に来て見て下さい。評価としては、大変良いです。今年もお願いしようかなと思っております。これからも、町でやって頂ける限り、事業的に展開しようかなと思っております。

金額的に1/2の補助ですから、相当助かりますし、将来、人数がもっと少なくなると、草刈りに人を割くということを少なくすることが出来ると思えます。

管理としては、年に1度30cmを超えていると刈り取って、圃場の中に落としていきます。春先には、一度芝には効かないがその他の雑草には効くという、選択制を持った除草剤を使用しています。それを2回くらいやると、ほとんど生えてこない状況です。それを繰り返すだけで、センチピードという芝生だけになるので、そうなれば、左うちわです。

○2番 白松靖之 今から高齢化していく中で、こういう草刈り作業を軽減していくためには、センチピードは大変有効だと思いますので、そういう引き合いが出てくれば、予算の増額も必要なのかなと思えます。

又、町道添いの草刈りを自治会で年1回から2回くらいは行っておりますけど、この辺も活用も出来れば、労力の軽減に繋がっていくのかなと思えます。

○5番 市原 旭 そんなに簡単ではないと思えます。だるま製紙さんと言われる吹き付けをして下さった業者さんが、うちの場合ですと、この除草剤を使用して下さいとか、ここをこうして下さいとか、年に4回くらいこまめに現地指導をして下さっていて、いいサイクルでまわっているので何とかなっていますが、実はこのセンチピードは今に始まったことではなく、以前から、山口県が関わっている事業の後には、必ず植え付けしなさいという指導をされていて、なぜそれが伸びなかったかと言うと、皆さんに芝生を育てるという意識が無いので、雑草と勘違いして、みんな刈ってしまう、福賀の方は、刈った後に火を点けるという悪

い風習があって、それをやると、芝生は全部枯れていくので、それではびこって  
いかなかったという現状があります。

うちの中でも工事をしている地域がありますが、実際見ると、私たちは慣れて  
いるのでセンチピードが生えているなど分かって、除草剤をまいたりして、芝生  
を育てている、増やしているんですけど、雑草はみんな刈ってしまえ、除草剤を  
かけたら簡単だと、そういう風にしてしまうと、全然ダメなので、口で言うほど  
簡単なものではない。芝生を管理するというイメージでやらないといけない感じ  
です。

○町長 草刈りの回数とか全然ちがうでしょ。

○5番 市原 旭 全然違います。そこは従業員にも徹底して、除草剤は絶対か  
けるな、火は絶対点けるな、低く刈りすぎるな、という話を十分しながら、やっ  
と5年目くらいですね。

○2番 白松靖之 108ページ 11目 阿武町西台放牧場管理料 12節 委託料 放牧  
場管理委託料、14目 無角和種地方創生特別事業費 無角和種との出会い創出プロ  
ジェクト事業委託料、これらはどのような事業か。

○農林水産課長 放牧場管理委託料ですが、これは委託の内容になりますが、放  
牧地の管理と牧草の管理が主体となっております。

放牧する牛につきましては、妊娠牛を広い放牧場で伸び伸びと草を食べさせな  
がら、出産2ヶ月前まで放牧しておいて、1ヶ月前になるとセンターへ戻すとい  
う委託業務となっております。

令和3年度につきましては、4月1日から年末の12月21日までの間、24頭で延  
べ2,764日放牧を実施しております。

白松委員さんが言われた無角和種ですけれども、山口県内のみで約200頭飼育さ  
れておりますが、阿武町の無角和種振興公社、秋吉台高原ファーム、畜産試験場、  
農大、これが主な飼育場所となっております。その内で無角和種繁殖センターに  
は約140頭、秋吉台高原ファームに約30頭、という構成となっております。無角和  
種との出会い創出プロジェクト事業委託料の内容につきましては、資料11ページ  
に事業の内訳をお示しさせて頂いております。これは、事業が始まった時に作成  
したもので、概ね計画通りにきておりまして、概要といたしましては、1つ目には  
放牧による無角和種のいる風景の造成事業、2番目に観光コンテンツ作成事業、  
3番目に専門家による観光のクオリティとPR強化事業ということで、無角和種  
を題材にして、阿武町に来て頂く、無角和種というのは日本でも200頭しかいない

なかで、観光の資源として無角和種を見て頂く、そして食べて頂く、都会の無角を食べさせるレストラン等で紹介してもらって、この牛は山口県の阿武町にしかないんだよとPRをしてもらいながら、阿武町に来て頂くということを狙って、このような無角和種との出会い創出プロジェクトという内容で進めさせて頂いております。

まず、放牧による無角和種のいる風景の造成事業ですが、これは、宇久ファームさんが管理しておられる農地が若干荒廃農地になっておりまして、こちらに牧草を植えて頂いて、面積が狭い関係で長期間ではありませんが、2週間とか1ヶ月とかそういった単位で、放牧が見られる風景を創出しております。それから観光コンテンツ作成事業につきましては、町内の小中学生に無角の成り立ちから、それから繁殖センターに行って、本当に牛に触れて頂く、どういう飼い方がされているか、色々と学習してもらおう、こういったものを行っております。

それと、町民向けの無角の食べ方講座ですが、以前ですね、じゅうじゅう祭りとか、色々と道の駅で行ってまいりましたが、無角の焼肉、薄いモモ肉とかを強い火で良く焼かないといけないということで、カチカチに焼いてですね、無角というのは硬い肉じゃのうという感じで食べられておりましたが、今はモモ肉であっても、まわりをしっかりと焼いて、中まで火を通した中で、レア状態の様な食べ方、そういった食べ方を大変好評頂いております。無角ってこんなに美味しかったのかと、肉の風味もするし、硬くない柔らかいと好評ですし、町内の婦人会の方々を中心に、こういった食べ方講座を行っております。

それから、無角ツアーとしまして、町外者を対象としておりましたが、コロナの関係で大変苦戦をした訳でありますけれども、島根県益田市にマスコスというレストランがあります。こちらでは、無角を常に扱って頂いております。こちらで、しっかり無角のコマーシャルをして頂いております。これを目当てに来られるお客さんも相当いらっしゃる様でありまして、令和2年度10月からの半年でありますけれども、マスコスの無角のコース料理に429の方が食事に来られたみたいです。又、令和3年度につきましては、少し苦戦しておりますけれども、これまでに173の方がコース料理を食べて頂いたという実績です。それと、その下の、シェフの対象無角ツアー、それから食べるイベントにつきましては、今後3月中に予定しているところでありまして、3月26日に無角のイベントとともに、有名シェフが来て、こういったメニューがありますという紹介と、今後の無角についての研究会をする予定としております。

それから、専門家による観光のクオリティとPR強化事業につきましては、コロナの関係で苦戦をしております。ただPRのための代替作戦ということで、ホームページの立ち上げ、それから100周年記念詩も相当出来上がってきておりますし、タブレット詩というものをこれから発行していこうとしております。

次の事業コーディネート費につきましては、このプロジェクト推進のために、ステージという所に委託しておりますけれども、その日当、又、今年度からは場長が定年退職をしましたので、地方創生の事業で場長の給料をみております。これら3年間で、事業費6,532万円となっております。

○2番 白松靖之 キャンプフィールドがオープンをしまして、今から、無角和牛のお肉を食べて頂ける方が、どんどん増えてくると思います。又、出荷数量も増やしていくよと聞いておりますが、今、阿武町では140頭と報告がありましたけど、これは頭数的にはこれから増やしていくのか、現状を維持していくのか、これからの展望はどうか。

○町長 無角和種振興公社の理事長も兼ねておりますから、私の方からお答えします。私も最近になってビックリしたことがあって、無角和種というのが、海外の人がもの凄く興味を持っている、海外の人に色々なものを売っていく県の外郭団体みたいな組織があるんですが、その方たちが聞かれるらしいんです。考えてみたら、日本の和牛というのは、世界でも観たるものであります。日本の和牛の代表は黒毛和種でありますけれども、それとは別に、品種が4つしかいない、黒毛と赤毛と短角と無角ですが、その4つしかいない品種の中でたった200頭しかいない、親も子も入れての200頭ですから、売れるのは年間30何頭かしかいない、日本の和牛の中の0.00何パーセントの牛がいるということで、もの凄く海外の富裕層が興味を持っているんです。日本の酒がドバイに行ったら、4合瓶が60万円とか、その世界の話です。色々今までこういうことをやってきた、そして、東京とかの有名な肉料理を出されるバックロッサとか、そういう有名なレストランのシェフを呼んで来て何回も試食会をやった、そんな中で、随分名前も売れてきて、そういうシェフは凄く興味を持ってくれているんです。

そして、今まで交渉してきても難しかった肉屋さん、こっちが600kg周辺で出荷して、肉屋がそこでと殺して売るんですけど、その時の生体の価格が、いくらとは言いませんが安かったんです。何とか上げたいということで、10年や20年やってきたんですけど、中々うまくいかなかった中で、こういう動きをする中で、シェフの評判とかが伝わってくるんです。そして、今年その壁を突き破って、画期

的なことで、生体の価格を結局25%上げて貰ったんです。こちらの売値を。色々な取り組みをやってきた中で、価格が25%も上がっただけでも私は大きな成果だと思うし、更には、これを進めていかなければならないし、海外も視野にということです。ただここで問題は、じゃ増やすかということになると、頭数を倍にするためには、今の畜舎等全部倍にしなければならない。東台で草を取ってますが、これも機械を増やすか大型化するとなると、設置場所等の問題も出てくる、簡単に倍にすると言っても、収益が倍になる訳ではないということ。逆に経費が同じだけ掛かるので、どちらが良いのかなという検討をしないといけない。

そうすると、最終的には、出口の収益がいくら、経費がいくら、そこは慎重にやっていかないと、売れるから増やせでは、大きくすれば大きくするほど損をする。これは20年以上前に、無角和種振興公社の経営を試算し直そうとした時に、増頭のシミュレーションをしたことがある。ところが、増頭することによって、規模拡大のための経費がかさんで、現状の50頭規模が当時計算した中で一番収益がいいところであった。親も子も入れたら140頭ですが、出荷頭数は50頭前後の辺りである。これ以上増頭したら売り上げは上がるけど、経費がかさむという話であり、経済動物なんで、そこのところは、多数売れば儲かるという話ではない。これは、今後出口でいくらで売れるかによって、投資を考える必要があると思っている。最終的な飼養頭数は、慎重に検討していく必要があると思っています。

○委員長 112ページ 1目 水産業政策費 18節 負担金補助及び交付金 新規漁業就業支援補助金については、法人に就業した場合に対象になっていると思うが、会社組織になっていなくても、定置網とかは実際に人数もいるので、そういった本気でやっている漁業者を対象に出来ないか。

○農林水産課長 おっしゃることは良くわかるんですが、法人さん、又、個人経営体ではあるけれどもみなし法人みたいな経営体もございます。やっぱりどこかで線を引かないといけない、こっちの事業者はみなし法人、こっちの事業者は認められませんでしたとなると、どこで差を付けるのかということが大変難しいところがあります。

来年度から、新たに定住奨励金が拡充された訳ですけれども、定住奨励金の部分、それから補助金の部分、この辺りを使うことが出来ますので、こちらで対応して頂けたらどうかと思います。雇用についても、常雇用なのか、アルバイトなのか、ここらの判断も難しいところがありますので、阿武町に定住の意思があつて、第一次産業にということであれば、まずは定住奨励金で対応して頂きたい。

○委員長 農林水産業費について質問はございませんか。

○委員長 なければ商工費に入ります。質問はございませんか。

○6番 上村萌那 116ページ 1目 商工政策費 12節 委託料 阿武町町内事業所 V字回復応援券交付事務委託料について、これは商工会阿武支所の会員さんの店舗で利用出来るということなのですが、サンマートは使えないのか。

○まちづくり推進課長 今商工会さんの方に、町内各地区の会員さんがどれだけいらっしゃるのかお尋ねしましたら、奈古地区が56、福賀地区が24、宇田郷地区が10の合計90でございます。

以前、7年前にプレミアム商品券という事業を行いまして、例えば上村委員がおっしゃったサンマートは商工会の会員でございますが、その時に町民の方が使用された半分以上がサンマートという実態でありました。

今回のV字回復というのは、新型コロナで傷んだ事業者さんを、町民の皆さんが商品券を使って、購買力を高めるということで、事業者さんを応援するという事業でありまして、実はサンマートさんは、大型店舗ということで外しております。現実として、新型コロナで逆に潤った事業者だという理解しております。

これから商工会さんの方で、会員さんの方に年度が替わってこの事業に参加されますかという意向を確認して頂きますが、出来たら広く多くの事業者さんに参加して頂いて、コロナの交付金を活用してこの事業を行いますので、是非ともV字回復を目指して頂けたらと思っております。

○6番 上村萌那 前回の時に、7割くらいの商品券がサンマートで使われたと伺っておりまして、町内の事業者を応援するというので結構だと思うのですが、商工会に入っていないなくても、町内の事業者であれば利用出来るとか、こちらで選んで声掛けをしてではないのですが、例えば、うおなの郷とか、ふくすけ便とか、道の駅とか、あとはイベント、道の駅のマルシェとかで使えますよとか、町内の事業者であれば、商工会に入っていないけれども、こちらでお誘いするか、募集するかということで、増やすことは出来ないか。

○まちづくり推進課長 名簿を見ますと、特別会員ということで、例えば、農事組合法人 福の里さんも商工会のメンバーになっておられます。この度の商品券事業を通じて、商工会さんも、出来るだけ広く会員を募集して頂きたい、今入っておられなくても、商工会に入ること、今後こういった事業もあつたりと色々メリットもありますよということで、会員を増やして頂きたいという思いも持っておりますので、よろしくお願ひします。

○5番 市原 旭 116ページ 1目 商工政策費 14節 工事請負費 サテライトオフィス改修工事の場所とか詳細はどうか。

○まちづくり推進課長 今交渉中のところもありますけど、この場でもありますので申し上げたいと思います。

奈古地区の寺東の鶴ヶ嶺八幡宮のところですね、社会福祉法人 阿武福祉会が所有しております、くすの杜というデイサービスの1軒家があります。元々は個人所有の家で、それを福祉会が所有されていて、これが役割を終えたということで、役場に譲渡したいという話がありました。かなり手を掛けて改修もされております。

阿武町も、今年から光ファイバーのフレッツ光のエリアになった部分もありますし、現実、かなり地方でサテライトオフィスの様な形で、事業展開をされる実例も増えてまいりましたので、まずは受け皿として、又、同時にこういったものもありますよといったアピールも都市圏でしたいと思いますので、そういう意味で取得をし、若干の整備をしていきたいと考えております。

○2番 白松靖之 この16節の公有財産購入費もその費用か。

○まちづくり推進課長 はい。建物土地購入費がこれです。

○委員長 その他、質問はございませんか。

○2番 白松靖之 118ページ 2目 観光費 13節 使用料及び賃借料 まちの縁側拠点施設車両リース料について詳細はどうか。

○まちづくり推進課長 大変分かりにくい説明欄になって、申し訳ありません。コミュニティーワゴンが各地区に1台ずつありまして、福賀地区においては、幸福号ということで、トヨタのハイエースを使っておりましたが、昨年10月から、ふくすけ便ということで、5人乗りの乗用車に替えまして、今それが空いた形になっております。今は役場の駐車場に待機しているんですが、これを転用して、ABUキャンプフィールドの送迎等に用いるということで、配置替えをしたところ です。

○6番 上村萌那 120ページ 3目 道の駅産業振興費 14節 工事請負費 道の駅施設改修工事について、この中に薪ボイラーは入っているのか。

○まちづくり推進課長 これについては、薪ボイラーは入っておりません。新年度でそういった検討をした上で、令和5年度以降に検討して参りたいと考えております。

今回の工事については、平成26年度に新築しておりますが、経年劣化した部分

と、使い勝手が悪い部分とありまして、その後従業員が増えたりもしまして、手狭になって改修が必要な部分もあるんですけど、実際にやることについては、今後見直しも図りますが、取り敢えず計画したことを申し上げます。

物販棟につきましては、真ん中の鹿島ストリートというところから、青果を入れるんですけど、そこの出入口が手狭なのでこれの改修。

事務所については、従業員が増えてきて、又、授乳室も使いにくい部分がありましたのでこれの改修。

職員が50人を超えてきましたので、休憩室の改修、魚関係で加工室等の扉が使いにくい部分がありますのでこれの改修。

鮮魚の後の通路が手狭なのでこれの改修。

青果の予冷庫については、荷受けが難しい状態ですのでこれの移設。

鮮魚のバックヤードが建築基準法に基づいて改修の必要があるのでこれの改修。

鹿島ストリートとセンターストリートと2つ海に向けての通路がありますが、今それぞれ生産者の方が軽トラ等で搬入をされますが、特に道の駅で用意した1.5トンの冷蔵車が高さが5cm程度引っかかる状況にありますので、そこの干渉部の改修、外の方で物販棟の前の舗装が悪いのでこれの改修。

先ほど申しました、事務所と授乳室を改修するに合わせたのバス待合所の改修。

センダンの木がありますけれども、ここに1.5mくらいの擁壁があって、少し危険なところもありますので手すりの設置。

テント広場の前の改修、以上が当初計画しているところです。

○町長 最大の問題は、物販棟の前のジャリジャリの石、樹脂舗装みたいなものをやったんだと思うが、紫外線か何かで劣化したのかもしれないが、私としては、7年くらいでこんなになるかと、設計が悪いと思っている。今更責任を問う訳にもいれないが、今のジャリジャリがすべるということで、絶対にやらないといけないと思っている。方法は検討する。

それと、従業員がだんだん増えてくる、50人を超えると、実は50人で一つの線があって、色々と法的にやらないといけないことが増えてくるんですけど、それはそれとして、従業員の控室でも今は可哀そうな状況となっているので、これは大きくしないといけないと思っているし、やっぱり運営してみて、鹿島ストリーートの左から青果を入れるようになっていくが、ここが凄く狭い、皆さんからブーイングが出ている状況です。以下、そういう、こまごましたところをやっていかなければいけない。授乳室もあるが、時代遅れの授乳室なので、使いやすいよう

にしないといけない。レジのところも狭いのでここを広げるなど、こまごましたところをやっつけていかなければいけない。

一番金がかかるのが、舗装だと思っている。実際に7年間の運用した中での反省点も含め、来た方に快適に過ごしてもらわなければならないし、従業員も快適に過ごしてもらうために、お金はかかるがやらないといけないので、かきむけれども、やらして頂きたいと思っている。

○2番 白松靖之 青果の野菜の搬入口が変わるということで、進入路が変わるということか。

○まちづくり推進課長 開口部を広くして、搬入口を広くして、今予冷庫が入っておりますけど、予冷庫は一端外に出して、体裁は良くして、導線を良くしたいと考えております。

○2番 白松靖之 お客さんが、向こうの鹿島の湯の方のテナントから通路になってますよね、野菜の売り場の方に向かう、そこを横切って荷物の搬入とかをしておりますが、お客さんが多い時は私も苦労したことがあるが、何かあったら危ないなと思っている。その辺の対応はするのか。

○まちづくり推進課長 魚の搬入口が、センダンの木というか裏から入ってきております。あちらの方と青果を同一に出来れば良いなと思っておりますが、現実的になかなかそういう訳にはいきません。道の駅が10時から開店で、基本的に青果はそれより早く入ってきて、補充という形で、お客様がいらっしゃる時間帯に車と人の導線が被ることがあるかと思っておりますが、今、色んな検討をしておりますが、白松委員が言われるようには、正直ならない状況です。これは更に検討は加えますけれども、安全第一でもありますから。

○委員長 改修工事で、以前から言われているレジの並び、現在は、カウンターの横並びで、空いたところに人が入ってるが、サンマートの様にレジを通過して、自分たちで荷物をつめる形にした方が人の流れがいいんじゃないかという意見もあるがどうか。

○まちづくり推進課長 お気付きかと思いますが、鮮魚の冷蔵庫を縦に並べ替えました。そうすると、人の流れがスムーズになったようです。拡張すればきりがないですが、今のスペースの中でどうやって導線を作っていくかというところは、社長がしっかり考えていると思います。

○副町長 全体の中で再検討をさせて下さい。

○3番 西村容子 多い時は凄く並ぶんです。そして、パックに入れて持って帰

るのならいいが、裸にして詰め替えたりして、夏場には出口まで匂いが届き、これで衛生上良いのかなと思っている。

○町長 実施設計するまでに、従業員等の実態を確認し、やるようにしたらいい。先日行った時に、冷蔵庫の並びが変わっていて、確かに通路が広くなったなど感じた。その際に、従業員にどうですかと聞いてみたら、流れが良くなり、混雑が違うと言われていた。レジの所も横列だが、他店は縦で流れていくから、流れが悪い部分もある。色々と現場の声を聞きながら、変えていかないといけないと思う。

○委員長 そろそろ1時間経ちますので、休憩の方に入りたいと思います。休憩後に再開したら、予定の4時を過ぎると思いますが、その際には延長してもよろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり。)

異議がないようですので、4時を過ぎる場合は延長することとします。

休憩 15時10分 再開 15時25分

○委員長 それでは、皆さんお揃いですので会議を再開します。

○委員長 土木費に入りたいと思います。

○5番 市原 旭 124ページ 2目 橋梁費 14節 工事請負費 橋梁補修工事は藤原橋か。

○土木建築課長 予算の経費については、鹿島大橋を予定しております、藤原橋の調査設計業務につきましては、今回繰越をお願いしているところですが、現在、調査結果の分析を発注先のコンサルタントが実施中で、今のところ、具体的な工事内容や経費は未定でありまして、事業実施の可否についても、今のところ結論に至っておりません。

したがいまして、前から言っておりますが、補修工事を行うか、又は改修撤去をするか、或いは最低限の補修を行って、歩行者専用の橋梁とするのか、業務の結果を待って協議して、次回の議会までには結論を出したいと思っています。

○町長 この前説明しましたように、町内の橋梁点検の中で、112くらいある橋の中で、唯一一番悪い判定4で、要するにレットカード状態で、判定が出た時点で直ぐに通行止めになりました。その上流100m以内の所に、立派なセンターラインのある橋があるんですが、車だったら数十秒の距離なので問題は無いんですが、宇

生賀からシニアカーや徒歩の方については、確かにちよつとの距離だけど、1分2分は違うだろう。出来れば復旧したいと思っておりますが、あの橋を使われる方が何人おられるか分かりませんが、3,000万円も5,000万円もかけて修繕して下さいということになると、それはさすがに待って下さい、その論法でいけば、今から100以上ある橋が古くなってくるのは間違い無い訳ですから、それを使うからと言って全部復旧するかという話になってくる。これが初めてのケースになると思っております。それは、こちらの財政的が持ちこたえられるのかという話になってきますので、復旧したい気持ちは同じですが、お金のことも考える必要があるということです。

今時点で言えることは、さっき説明しましたように、次回の議会までには、一定の経費の目安が出てきますので、その時点でどうするのか判断しなくてはならないと思っております。ですから、皆さん全部が喜ぶようなことにはならない可能性がある、皆さんは議員として、町の財政のことも考えてもらわないといけないですから、あるもの全て復旧してくれと言われても、難しいところはあるということだけは理解しておいて頂きたい。

○5番 市原 旭 亀山十王堂でいよいよ工事が始まると聞いておりますが、以前、福田八幡宮の方から話があり、福田八幡宮の駐車場が拡張工事で無くなるということでした。

話し合いの中では、福賀小学校の体育館前の駐車場を使えばという話もあったと聞いております。これを仮に使うとしても、移動の導線がしっかり出来ていない、片側は溝があり蓋もしっかりされていない状態ですし、昔の駐輪場の部分は、土手で上まで上がってきている状況であり、駐車場に移動するための導線が何も無い状態なので、そういったことも考慮して、今後の拡張工事に際して、その辺も現場が聞いていない状況ですので、その辺りはどうなっているのか伺いたい。

○土木建築課長 今現在、神社の前には町道を挟んで、神社さんの駐車場がありまして、図面上ですが、15から16台置けるようになっております。今回道路が駐車場側に寄りますので、そのスペースが無くなり3台くらいしか停められなくなると思っています。

一方で、道路が階段の方にかなり寄りますので、現存のスペースが道路外として残ることとなります。図面上では、20台分くらいのスペースが出来そうで、結果的には、今より4台から5台分くらいは置けると思っています。勿論そこは道路地、町有地になりますので、私用で置いて頂くのはどうかと思うんですが、祭

り等のイベントの時には、そこを活用して頂いたら今より多く置けるんじゃないかと思っています。

このことについては、担当から松原さんにお話しをしております、松原さんも了解であります。

○委員長 消防費に入りたいと思います。

○3番 西村容子 130ページ 1目 消防費 14節 工事請負費 消火栓新設工事、又、消防器庫はどこが対象か。

○副町長 消火栓の新設工事は、寺東の大覚寺の下の階段辺りです。消防器庫の修繕工事は、尾無と元浦です。

○委員長 教育費に入りたいと思います。

○5番 市原 旭 134ページ 2目 事務局費 17節 負担金補助及び交付金 萩市立図書館図書貸出協力金、前年度が390万円だったが、今年度は460万円になっているが、この調子で徐々に上がっていくものか。

○教育委員会事務局長(藤田康志) この協力金ですが、毎年増減を繰り返しております。算出方法に影響するんですが、萩市立図書館の運営経費、人件費を含む決算額に対しまして、阿武町民の方が貸出をされた本の割合を乗じた金額を支払っております。運営経費も貸出数も毎年変わりますので、毎年上がったり下がったりしてます。昨年度は390万円でしたが、その前は510万円、元年度は500万円でした。

○6番 上村萌那 140ページ 2目 教育振興費 18節 負担金補助及び交付金 特別支援教育就学奨励費、これは支援センターでかがやきとかがあると思うが、そういうところを利用するのではなく、阿武小学校内の支援学級内に通学している児童か、この対象要件と対象者数はどうか。認知度が上がってきたということもあると思うが、全国的に増加しているので、阿武町内の状況を知りたい。

○教育委員会事務局長 この支給要件は、阿武町の小学校に特別支援学級として就学されている児童生徒の保護者の経済状況によって支援が決まります。

支援の基準は、生活保護受給額の2.5倍未満ということになっておりますが、基準額は一定ではありません。対象者は小学生が3人、中学生が3人となっております。

○6番 上村萌那 支援学級に通っている子が小学校で3人なのか、それとも、その支給対象が3人か。

○教育委員会事務局長 支給を受けている方が3人ずつということです。

○3番 西村容子 138ページ 1目 学校管理費 17節 備品購入費 学校備品の内容は何か。

○教育委員会事務局長 学校備品につきましては、阿武小学校で事務用の椅子が6脚、椅子の運搬車、台車ですがこれが1台、講義用のイスで計178,000円。福賀小学校は、グラウンドレーキといってグラウンドを均すために車で引っ張って除草に使う物、これが210,000円となります。

○1番 米津高明 144ページ 2目 教育振興費 17節 備品購入費 図書館用図書、これは教育振興費なので学校の備品と捉えてよいか、それと150ページ 2目 公民館費 17節 備品購入費 図書購入費があるが、これは公民館の図書コーナーの備品と捉えてよいか。

○教育委員会事務局長 150ページの方は、3地区の公民館の図書費ということで計上しております。中央公民館が260,000円、福賀公民館と宇田郷公民館がそれぞれ170,000円ずつです。小学校の方も小学校毎に予算を計上しております。

○1番 米津高明 公民館の図書購入ですが、もう少し予算をかけて充実させて欲しい。

○教育委員会事務局長 図書費については、図書支援員さんと公民館長が相談しながら、常に新しいものを購入しております。皆様のご要望にお応えしていきたいと考えております。

○2番 白松靖之 140ページ 3目 給食センター費 18節 負担金補助及び交付金 阿武町産食材利用拡大事業負担金、以前も学校給食費無料化という話が出ていたが、町長答弁の中で無料化はせずに、地産地消、特産品の回数を増やして中身を充実させていきたいという説明があった。これらについて、資料の12ページについて説明して欲しい。

○教育委員会事務局長 資料12ページをご覧頂きたいと思います。阿武町給食センターの地場産物の利用について、上半分が給食センターで取り組んでいる地産地消ですが、お米は100%阿武町産、それぞれ阿武・萩地産地消推進協議会とタイアップしながら、地場産の利用拡大ということで、今までも行っている訳ですが、とは言いながら、阿武町産は令和3年度で29%の利用率になります。

県内産は80%の利用率ということで、こちらについては。県内でもトップクラスとなっております。真ん中の表は、協議会が費用負担した、阿武町の特産物のすいか、梨、無角和牛、キウイフルーツの使用状況なんです、それぞれ年に1回ずつ行っております。下半分なんです、これが今回計上しております、新規

の森・里・海の恵みで育つ給食事業の内容ですが、これまで1回だったものを、それぞれ1回から3回程度回数を追加することとして、210,000円を見込んでおります。その下については、阿武町ごはんの日、地元野菜の日の拡充をすることということで、これまでも日頃から、福賀の生産法人の野菜等も入れていたんですが、そういった食材をこれから更に入れていくということで、豆腐や野菜など、1回1人30円程度を目安として、40回分くらい増加していきたい。40回と言うと、実質、週に1回程度が目安となりますが、こういったことをやっていきたいと思っております。

又、奈古地区に設立されました、農事組合法人にもご協力頂くということもありますので、奈古地区の農家さんとも今後協議していきたいと思っております。

価格につきましては、適正な価格で、生産者さんにご無理のない価格で仕入れていきたいと考えております。

魚については、直ぐには難しく、引き続き協議していきたいと考えております。

○2番 白松靖之 以前も話が出ていた食材の調達ですが、阿武町産が29%と、まだまだ低いと思っております。阿武町内には色々な農家さんおられますので、そういった各地区で食材を供給出来るよと言われる方々がまとまって、協議会的な組織が出来て、安定的に年間を通じて給食センターの食材を供給出来るような枠組みが出来たらいいなと思っております。そうすると、もう少し町内産の%が上がってくるなと思っております。

それと別件ですが、ウクライナの問題もあり、食材や小麦が随分値上がりをしている状況で、給食関係もその波を被ってくるんじゃないかと思っておりますが、今後はどう考えているか。

○教育長(能野祐司) 地場産のものを使うということで、組織を作っていこうと検討している段階で、来年度の早いうちに、そういう形で、地元の農家の方とシステム作りをしていきたいと考えております。

それと、小麦の値上がり等を考えると、やはり、保護者の方に少し負担をして頂く部分が出てくると思っております。ただ出来るだけそうならないように、こちらでも努力していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○3番 西村容子 144ページ 1目 学校管理費 14節 工事請負費 校舎内外営繕工事の内容は何か。

○教育委員会事務局長 中学校の工事請負費につきましては、体育館の暗幕とレールがかなり傷んでおりますので、こちらの取り換えと、教室の照明をLEDに

交換する工事を考えております。それと、太陽光発電のパワーコンディショナーという装置があるんですが、調子の悪い箇所がありますので、こちらの改修工事を考えております。

○6番 上村萌那 中学校費の中に、前年度予算にはあったんですが、今年度予算に部活動指導員報償費が入ってないが、これは部活動の指導員が必要ないという理解でよいか。

○教育委員会事務局長 部活動指導員報償費については、今回は学校から要望が無かったので計上をしております。

○2番 白松靖之 148ページ 1目 社会教育総務費 17節 備品購入費 吊り看板とは何か。

○教育委員会事務局長 成人式用の吊り看板の作成経費です。

○委員長 災害復旧費、公債費、諸支出金に入りたいと思います。質疑はございませんでしょうか。よろしければ、こちらで歳出は終了ということよろしいですか。

(「はい」という声あり。)

○委員長 それでは、歳入に入ります。歳入は13ページからになります。こちらは一括でお受けいたします。質疑はございませんでしょうか。

○2番 白松靖之 24ページ 2目 農林水産使用料 5節 放牧場使用料 これの内容はどうか。

○農林水産課長 西台放牧場の使用料でございます。条例によって、1日350円という単価を決定しております、これの20頭×150日の試算です。

○委員長 特に質疑がないようですので、原案のとおり可決すべきということでご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第22号、令和4年度阿武町一般会計予算は、原案のとおり可決すべきことに決しました。

○委員長 引き続き、特別会計の予算に入ります。議案第23号、令和4年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計予算の審議に入ります。こちらは、歳入歳出一括して質疑をお受けいたします。質疑はございませんでしょうか。

(「なし」という声あり。)

○委員長 特に質疑がないようですので、原案のとおり可決すべきということでご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第23号は原案のとおり可決すべきことに決しました。

○委員長 続いて、議案第24号、令和4年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計予算の審議に入ります。

○3番 西村容子 210ページ 1目 一般管理費 13節 使用料及び賃借料 イーサネット回線使用料とは何か。

○健康福祉課長 こちらにつきましては、福賀診療所と本庁を繋いで、本庁の中に構築されている庁内LANがございますが、それとの回線です。

福賀診療所においても、庁内LANにてNASや会計システムを使って業務を行いますので、この回線使用料です。エネルギアが運営している回線です。

○委員長 質疑はございませんでしょうか。

(「なし」という声あり。)

○委員長 特に質疑がないようですので、原案のとおり可決すべきということでご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第24号は原案のとおり可決すべきことに決しました。

○委員長 続いて、議案第25号、令和4年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計予算の審議に入ります。こちらも、歳入歳出一括して質疑をお受けいたします。

質疑はございませんでしょうか。

(「なし」という声あり。)

○委員長 特に質疑がないようですので、原案のとおり可決すべきということでご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第25号は原案のとおり可決すべきことに決しました。

○委員長 続いて、議案第26号、令和4年度阿武町介護保険事業特別会計予算の審議に入ります。こちらも、歳入歳出一括して質疑をお受けいたします。質疑はございませんでしょうか。

(「なし」という声あり。)

○委員長 特に質疑がないようですので、原案のとおり可決すべきということでご

ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第26号は原案のとおり可決すべきことに決しました。

○委員長 続いて、議案第27号、令和4年度阿武町簡易水道事業特別会計予算の審議に入ります。こちら、歳入歳出一括して質疑をお受けいたします。質疑はございませんでしょうか。

○4番 池田倫拓 現在の加入率や、どのような配置で水源が採られているのか。

○土木建築課長 普及率と配置につきましては、水源地は10個ありまして、福田上下地区 普及率92.1%、木与地区 普及率92.6%、奈古ですが、旧片簡水、郷川から大里、水ヶ迫、美里、野柳地区ですが、普及率86%、その他の奈古地区では、東方、市、西、浜、釜屋辺りになります。普及率46.9%、惣郷地区 90.1%、飯谷地区 100%、宇田地区 78.1%、宇生賀中央地区 84.8%、筒尾地区 100%、河内地区 71.2%、田部地区 100%、土地区 40.8%となっております。

○4番 池田倫拓 奈古がちょっと低いようですが、これは原因があるのか。

○土木建築課長 奈古地区の数字が低いのは、これまで何回か説明をしたことがあると思いますが、加入率が低い地域は、東方、市、西、浜、釜屋ということになっていて、地下水が豊富な地域でありまして、かつ水質も維持しております。大腸菌もありませんし、一般細菌もほとんど無く、飲料水の適という水質になっております。そういう関係で、なかなか普及が難しい地域であります。今後、水質の悪化等があれば加入されると思いますが、今のところ、そういった現状であります。

○委員長 質疑はございませんでしょうか。

(「なし」という声あり。)

○委員長 特に質疑がないようですので、原案のとおり可決すべきということでご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第27号は原案のとおり可決すべきことに決しました。

○委員長 続いて、議案第28号、令和4年度阿武町農業集落排水事業特別会計予算の審議に入ります。こちら、歳入歳出一括して質疑をお受けいたします。質疑はございませんでしょうか。

(「なし」という声あり。)

○委員長 特に質疑がないようですので、原案のとおり可決すべきということでご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第28号は原案のとおり可決すべきことに決しました。

○委員長 続いて、議案第29号、令和4年度阿武町漁業集落排水事業特別会計予算の審議に入ります。こちらも、歳入歳出一括して質疑をお受けいたします。質疑はございませんでしょうか。

○委員長 307ページ 1目 処理施設維持管理費 14節 工事請負費 奈古地区漁業集落排水施設保全改修工事、これは繰越とは別の事業だと思うが、工事の内容と、処理能力等詳細を教えてください。

○土木建築課長 この奈古地区漁業集落排水施設保全改修工事につきましては、この4年度をもって最終年度となります。

工事の内容につきましては、汚泥脱水機の改修になります。汚泥脱水機は、汚泥から水分を抜くための装置になりますが、活性汚泥法によって、処理をしている設備内で余剰汚泥を引き抜き、処分する汚泥量を極力少なくする機械であります。汚泥につきましては、今現在、下松市の専門業者に引き取ってもらっております。

繰越については、工事を繰越すことで、施設の機能維持に支障が無いかということではありますが、工事につきましては、奈古の漁業集落排水処理施設が、供用開始から30年以上が経過しているため、施設の長寿命化を目的に実施しているものでありまして、今現在、機能に支障をきたしている訳ではありません。あくまでも、経年劣化等により、機器が故障する前に、更新を行おうとするものであります。したがって、工事を繰越すことで、利用者の皆さんにご迷惑をお掛けすることは無いと考えております。

○委員長 ちなみに、コロナの影響で資材が入って来なくて繰越したという話でしたが、今は大丈夫だという見込みですか。

○土木建築課長 コロナの流行で、ポンプの部品とか海外で作っている部品が多くて、そういった関係で入って来ないということで、今後のコロナの状況にもよりますが、おそらく大丈夫だと考えております。

○委員長 質疑はございませんでしょうか。

(「なし」という声あり。)

○委員長 特に質疑がないようですので、原案のとおり可決すべきということでご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第29号は原案のとおり可決すべきことに決しました。

○委員長 以上で、本日の委員会に付託されました議案第1号から議案第12号、及び議案第14号から議案29号までの28件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。全体を通して質問等はございますか。

○委員長 それでは、これにて審議を終了いたします。お疲れさまでした。

閉会 16時15分

阿武町議会委員会条例第26条の規定により署名します。

阿武町行財政改革等特別委員会委員長 **松 田 穰**

阿武町行財政改革等特別委員会委員 **西 村 容 子**

阿武町行財政改革等特別委員会委員 **池 田 倫 拓**